



バイオセーフティに関する
カルタヘナ議定書の実施についての
第3回国別報告書の書式



Convention on
Biological Diversity

生物多様性条約事務局
国連環境計画

413 Saint-Jacques Street, Suite 800, Montreal, QC, H2Y 1N9, Canada
Tel :+1 514 288 2220 Fax :+1 514 288 6588
secretariat@cbd.int www.cbd.int



(このページは白紙です)

報告書式の使用についての指針

下記の書式は、バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書第 33 条の規定に定められる、議定書の実施に関する第 3 回国別報告書を作成するためのデータ収集を目的としています。本議定書の要件に基づく一連の質問のほか、バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書のための 2011 年～2020 年戦略計画の指標に関する質問が含まれています。

本報告書式は、第 2 回国別報告書の実施及び戦略計画の指標に関する情報収集を目的とした調査を通して、関係者からの本報告書式に対する改善意見、¹ 及びコンプライアンス委員会への提言を考慮し、決定 BS-V/14、VI/14、VI/15 の枠内で策定されました。

第 3 回国別報告書の策定に適用された一般原則は以下のとおりです。a) 決定 BS-V/14、第 8 項(a)-(i)の要求を受けて、定期的に改訂が必要な第 2 回国別報告書の書式からの全ての質問の保持する（すなわち、報告期間内に変わる可能性がある情報及び／又は測定可能な指標について言及する）、b) 指標上に調査からの全ての質問を導入する、c) バイオセーフティに関する情報交換センター（BCH）を通して事務局がすでに回答を入手可能である全ての質問を、第 2 回国別報告書の書式から削除する、d) 第 2 回国別報告書の書式、及び指標に関する専用の調査両方で、類似の質問、又は同じ問題を扱っている質問を全て集約する。

これらの質問に対する回答は、締約国が本議定書の規定をどの程度うまく実施しているかを検討する上で役立つものとなります。本議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議（COP-MOP）が、議定書の戦略計画を検討する際の実施における進捗状況の評価を含め、本議定書の実施状況を全体的に評価する上での助けとなります。

報告書の書式にある全ての質問は、決定 VI/15 第 2 項で採用された基線に対する実施状況の評価に役立っています。報告書の書式は、本議定書の実行に関する重要な情報を収集することを目的としています。質問の多くは、1 つ又は複数のチェックボックスにチェックを入れて回答する形式となっており、また、各項目に設けられている空欄には、自国の実施状況についてさらに詳しい情報を記入することができます。

質問の中で使用される表現は、本議定書の各関連条項において使用される表現に可能な限り忠実に従っており、本議定書第 3 条の規定に定める用語と同一の意味において使用されています。

グレーでハイライトされている質問は、厳密な意味において、バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の規定、本議定書に関する戦略計画の指標、又は本議定書の締約国による決定に基づいていない場合がありますが、これらの質問が本報告書式に含まれているのは、第 35 条の規定に定める本議定書の評価及び再検討を容易にすることを目的としています。

第 3 回国別報告書の各質問は、質問の横にあるカッコ内の数字で示される関連する脚注に出所が示されています。

これは、第 2 回国別報告書の提出日（又は 2007 年 9 月 11 日以降に本議定書を批准又はこれに加盟した締約国が報告するにあたっての議定書の発効日）及び第 3 回国別報告書の報告日の間に実施される活動を網羅することを目的とするためです。

事務局長は、質問の妥当性及び回答上の問題に関するあらゆるコメント、また、この報告書の書式をさらに改善するためのあらゆる提言を歓迎します。報告書の末尾に、このようなコメントを記入するための空欄が設けられています。

締約国は報告書の作成にあたり、求められる情報の作成及び正確性に向けた、参加型の透明性のあるアプローチを確保するため、全ての利害関係者を参加させることが推奨されます。

本書式は、次のバイオセーフティに関する情報交換センター（BCH）の URL において、電子版で作成することも可能です <http://bch.cbd.int/managementcentre/edit/CPBnationalreport3.shtml>

第 3 回国別報告書の提出締め切りは 2015 年 11 月 1 日、つまり COP-MOP 第 8 回会合の 12 か月前です。第 3 回国別報告書の提出が遅れた場合、第 8 回会合で COP-MOP に提出される分析には含まれません。

1 参考：<https://bch.cbd.int/database/reports/surveyonindicators.shtml>.

(このページは白紙です)



United Nations Decade on Biodiversity



**Convention on
Biological Diversity**

生物多様性条約事務局
国連環境計画

413 Saint-Jacques Street, Suite 800, Montreal, QC, H2Y 1N9, Canada

Tel : +1 514 288 2220

secretariat@cbd.int

Fax : +1 514 288 6588

www.cbd.int



バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の実施についての
第3回国別報告書

報告書の出所

1. 国： [日本]
- 報告書の連絡者
2. 連絡者の名前： [曾宮 和夫]
3. 連絡者の肩書き： [外来生物対策室長]
4. 組織： [環境省]
5. 住所： [〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2]
6. 電話番号： [+81-3-3581-3351]
7. FAX 番号： [+81-3-3581-7090]
8. Eメール： [bch@env.go.jp]
9. この報告書の作成に協力又は参加した
組織及び利害関係者： [日本国政府関係 7 省]

提出

10. 提出日： [2015. 10. 23]
11. この報告書の対象期間： [2011. 10～2015. 10]

報告者の署名*

* この文書は、CBD事務局によりこの文書に記載された情報をさらに加工するため、MS Wordの保護された形式として公開されています。文章記入欄及びチェックボックスのみ変更が可能です。文書への記入が終わった時点で保存した後、最初のページを印刷し、署名してください。本書式は、以下のBCHのURLから、電子版で作成することも可能です。
<http://bch.cbd.int/managementcentre/edit/CPBnationalreport3.shtml>

重要：この報告書に含まれる情報の分析を容易にするため、締約国は、バイオセーフティに関する情報交換センターを経由して報告書を提出するか、又は、署名付きの最初のページのスキャンコピーとともにMS Word形式の報告書をEメールに添付して以下の事務局メールアドレスへ送付することが推奨されます。 secretariat@cbd.int。
この報告書は、ファックス、郵便又はMS Word形式以外の電子媒体では送らないでください。

<p>12. あなたの国がバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書（CPB）の締約国でない場合は、締約国になるために国として実施しているプロセスはありますか？⁽²⁾</p> <p>締約国の場合は「該当しない」を選択してください。</p>	<p><input type="checkbox"/> はい</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 該当しない</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 前回の報告書から変更なし；第2回国別報告書の質問13と同じ回答を適用。</p>
<p>13. 詳細を以下に記入してください。</p> <p>[記入欄]</p>	
<p>第2条 一般規定</p>	
<p>14. あなたの国は、この議定書を実施するため、必要とされる法律上、行政上、その他の措置を導入していますか？⁽¹⁾</p> <p>この質問は、戦略計画の指標 1.1.1、2.1.1、2.1.2、3.1.2 に関係しています。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 国内規制の枠組みは完全に整っている</p> <p><input type="checkbox"/> 国内規制の枠組みは部分的に整っている</p> <p><input type="checkbox"/> 一時的な措置のみ導入している</p> <p><input type="checkbox"/> 枠組みの原案のみ存在している</p> <p><input type="checkbox"/> いかなる措置もとっていない</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 前回の報告書から変更なし；第2回国別報告書の質問15と同じ回答を適用</p>
<p>15. 上記の質問で、あなたの国がバイオセーフティに関する規制の枠組みが存在すると回答した場合、それはいつ稼働しましたか？⁽³⁾</p> <p>上記の質問で、あなたの国がバイオセーフティに関する規制の枠組みが存在しないと回答した場合、「該当しない」を選択してください。</p> <p>この質問は、戦略計画の指標 1.1.1 に関係しています。</p>	<p><input type="checkbox"/> 2001年以前</p> <p><input type="checkbox"/> 2002年 <input type="checkbox"/> 2003年</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 2004年 <input type="checkbox"/> 2005年</p> <p><input type="checkbox"/> 2006年 <input type="checkbox"/> 2007年</p> <p><input type="checkbox"/> 2008年 <input type="checkbox"/> 2009年</p> <p><input type="checkbox"/> 2010年 <input type="checkbox"/> 2011年</p> <p><input type="checkbox"/> 2012年 <input type="checkbox"/> 2013年</p> <p><input type="checkbox"/> 2014年 <input type="checkbox"/> 該当しない</p>

(1) この質問は、第2回国別報告書で必須回答でした。

(2) この質問は、第2回国別報告書で任意回答でした。

(3) この質問は、戦略計画の指標に関する情報収集を目的とした調査から来ています。

(4) この質問は、第3回国別報告書で始めて採用されました。

<p>16. あなたの国は、バイオセーフティに関する規制の枠組みを実施するため、どのような具体的な手段をとっていますか？⁽²⁾</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 1つ又は複数のバイオセーフティに関する国内法令</p> <p><input type="checkbox"/> 1つ又は複数のバイオセーフティに関する国内規制</p> <p><input type="checkbox"/> 1つ又は複数のバイオセーフティに関する指針</p> <p><input type="checkbox"/> バイオセーフティに間接的に適用されるその他の法令、規制又は指針</p> <p><input type="checkbox"/> いかなる手段もとっていない</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 前回の報告書から変更なし;第2回国別報告書の質問16と同じ回答を適用</p>
<p>17. あなたの国は、バイオセーフティに関する国内の枠組みを運用するため、資金の予算配分を行う制度を確立していますか？⁽²⁾</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい</p> <p><input type="checkbox"/> はい、ある程度 [詳細を記入してください]</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 前回の報告書から変更なし;第2回国別報告書の質問17と同じ回答を適用</p>
<p>18. あなたの国には、バイオセーフティに関する国内の枠組みに直接関与する機能を管理するため、常任のスタッフがありますか？⁽²⁾</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 前回の報告書から変更なし;第2回国別報告書の質問18と同じ回答を適用</p>
<p>19. 質問18に対して「はい」と回答した場合、バイオセーフティに関する国内の枠組みに直接関与している常任のスタッフは何人いますか？⁽²⁾</p> <p>質問18に「いいえ」と回答した場合、「該当しない」を選択してください。</p>	<p><input type="checkbox"/> 1人</p> <p><input type="checkbox"/> 5人未満</p> <p><input type="checkbox"/> 10人未満</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 10人以上</p> <p><input type="checkbox"/> 該当しない</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 前回の報告書から変更なし;第2回国別報告書の質問19と同じ回答を適用</p>

(1) この質問は、第2回国別報告書で必須回答でした。

(2) この質問は、第2回国別報告書で任意回答でした。

(3) この質問は、戦略計画の指標に関する情報収集を目的とした調査から来ています。

(4) この質問は、第3回国別報告書で始めて採用されました。

<p>20. あなたの国は、バイオセーフティに関する規制の枠組み、法令、規制又は指針を、バイオセーフティに関する情報交換センター（BCH）へ提出していますか？⁽²⁾</p>	<p> <input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> 一部について <input type="checkbox"/> いいえ <input checked="" type="checkbox"/> 前回の報告書から変更なし;第2回国別報告書の質問20と同じ回答を適用 </p>
<p>21. あなたの国における第2条の規定の実施に関して、詳細を以下に記入してください。</p> <p>[関係7省において常勤のスタッフを配置し、予算を確保して、国内担保法を運用しています。</p> <p>Japanese seven government ministries responsible for the implementation of the Cartagena Protocol on Biosafety are full-time staffed and secure a budget to operate the domestic law for the implementation of the Protocol.]</p>	
<p>第5条 医薬品</p>	
<p>22. あなたの国は、医薬品である改変された生物（LMOs）の国境を越える移動、取扱い及び利用を規制していますか？⁽¹⁾</p>	<p> <input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> はい、ある程度 [詳細を記入してください] <input type="checkbox"/> いいえ <input checked="" type="checkbox"/> 前回の報告書から変更なし;第2回国別報告書の質問22と同じ回答を適用 </p>
<p>23. 質問22に対して「はい」と回答した場合、この情報をBCHへ提出していますか？⁽¹⁾</p> <p>質問22に「いいえ」と回答した場合、「該当しない」を選択してください。</p>	<p> <input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> 一部について <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない <input checked="" type="checkbox"/> 前回の報告書から変更なし;第2回国別報告書の質問23と同じ回答を適用 </p>

(1) この質問は、第2回国別報告書で必須回答でした。

(2) この質問は、第2回国別報告書で任意回答でした。

(3) この質問は、戦略計画の指標に関する情報収集を目的とした調査から来ています。

(4) この質問は、第3回国別報告書で始めて採用されました。

<p>24. あなたの国における第5条の規定の実施に関して、詳細を以下に記入してください。</p> <p>[国内担保法では、医薬品も対象としており、他の LMO と同じように、国内での使用について、申請者が作成した生物多様性影響評価書を踏まえて審査を行い、生物多様性に影響を生じるおそれがないと判断される場合に承認を行っています。ただし、輸出の通告及び輸入の際の表示の対象からは除外しています。</p> <p>Under the domestic law for the implementation of the Protocol, biological diversity risk assessment regarding domestic use of LMOs including which are pharmaceuticals for human is carried out on the basis of the Biological Diversity Risk Assessment Report submitted by the applicant, and approval is given if it is recognized that there is no possibility of adverse effect on biodiversity. However, LMOs which are pharmaceuticals for human are excluded from stipulation on notification of export and indication for export.]</p>	
<p>第6条 通過及び拡散防止措置の下での利用</p>	
<p>25. あなたの国は、LMOs の通過を規制していますか？⁽¹⁾</p> <p>この質問は、戦略計画の指標 1.8.1 に関係しています。</p>	<p><input type="checkbox"/> はい</p> <p><input type="checkbox"/> はい、ある程度 [詳細を記入してください]</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> いいえ</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 前回の報告書から変更なし;第2回国別報告書の質問25と同じ回答を適用</p>
<p>26. あなたの国は、拡散防止措置の下での LMOs の利用を規制していますか？⁽¹⁾</p> <p>この質問は、戦略計画の指標 1.1.2 と 1.8.2 に関係しています。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 前回の報告書から変更なし;第2回国別報告書の質問26と同じ回答を適用</p>
<p>27. 質問 25 又は質問 26 に対して「はい」と回答した場合、この情報を BCH へ提出していますか？⁽¹⁾</p> <p>質問25 及び質問26 に対して「いいえ」と回答した場合は、「該当しない」を選択してください。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい</p> <p><input type="checkbox"/> 一部について</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ</p> <p><input type="checkbox"/> 該当しない</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 前回の報告書から変更なし;第2回国別報告書の質問27と同じ回答を適用</p>

(1) この質問は、第2回国別報告書で必須回答でした。

(2) この質問は、第2回国別報告書で任意回答でした。

(3) この質問は、戦略計画の指標に関する情報収集を目的とした調査から来ています。

(4) この質問は、第3回国別報告書で始めて採用されました。

28. あなたの国における第6条の規定の実施に関して、詳細を以下に記入してください。

[国内担保法に基づき、法で定める拡散防止措置の下での使用等については、主務省令で定める手法に基づく手法若しくは事前に主務大臣の確認を受けた手法について、これを認めています。

LMOs の通過については規制を設けていません。

Under the domestic law for the implementation of the Protocol, the domestic uses of LMOs with containment measured to prevent to disposal of LMOs in the environment are possible when the containment measures are stipulated in the ordinance of the competent ministries or confirmed in advance by the competent minister.

Japan does not regulate the transit of LMOs.]

- (1) この質問は、第2回国別報告書で必須回答でした。
- (2) この質問は、第2回国別報告書で任意回答でした。
- (3) この質問は、戦略計画の指標に関する情報収集を目的とした調査から来ています。
- (4) この質問は、第3回国別報告書で始めて採用されました。

第7条から第10条：事前の情報に基づく合意（AIA）及び改変された生物（LMOs）の環境への意図的な導入	
<p>29. あなたの国は、議定書の AIA に関する運用手順について法令上、規制上又は行政上の措置を導入、又は環境への意図的な導入を目的とする LMOs の国境を越える移動について、議定書に沿った国内規制の枠組みを導入していますか？⁽⁴⁾</p> <p><i>この質問は、戦略計画の指標 1.1.2 と 3.1.4 に関係しています。</i></p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ</p>
<p>30. あなたの国は、環境への意図的な導入を目的とする LMOs の最初の意図的な国境を越える移動について、決定を行う制度を確立していますか？⁽²⁾</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい</p> <p><input type="checkbox"/> はい、ある程度 [詳細を記入してください]</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 前回の報告書から変更なし；第2回国別報告書の質問31と同じ回答を適用</p>
<p>31. 質問30に対して「はい」と回答した場合、その制度は、国境を越える移動の対象ではなかった LMOs の環境への意図的な導入の事例にも適用されますか？⁽²⁾</p> <p><i>質問30に「いいえ」と回答した場合、「該当しない」を選択してください。</i></p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ</p> <p><input type="checkbox"/> 該当しない</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 前回の報告書から変更なし；第2回国別報告書の質問32と同じ回答を適用</p>

(1) この質問は、第2回国別報告書で必須回答でした。

(2) この質問は、第2回国別報告書で任意回答でした。

(3) この質問は、戦略計画の指標に関する情報収集を目的とした調査から来ています。

(4) この質問は、第3回国別報告書で始めて採用されました。

<p>32. あなたの国は、自国の管轄下にある輸出者が、AIAに関する手続きの対象となるLMOsの意図的な国境を越える移動に先立ち、輸入締約国の権限のある当局に対して書面により通告するための法的要件を設けていますか？⁽¹⁾</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい</p> <p><input type="checkbox"/> はい、ある程度 [詳細を記入してください]</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 前回の報告書から変更なし；第2回国別報告書の質問35と同じ回答を適用</p>
<p>33. あなたの国は、通告に記載する情報の正確性のための法的要件を設けていますか？⁽¹⁾</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい</p> <p><input type="checkbox"/> はい、ある程度 [詳細を記入してください]</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 前回の報告書から変更なし；第2回国別報告書の質問36と同じ回答を適用</p>
<p>34. あなたの国は、環境への意図的な導入を目的とするLMOsの意図的な国境を越える移動について、これまでに申請又は通告を受領したことがありますか？⁽²⁾</p> <p>この質問は、戦略計画の指標1.1.4に関係しています。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ</p>
<p>35. あなたの国は、環境への意図的な導入を目的とするLMOsの意図的な国境を越える移動について、これまでに申請又は通告に関する決定を行ったことがありますか？⁽¹⁾</p> <p>この質問は、戦略計画の指標1.1.5に関係しています。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 前回の報告書から変更なし；第2回国別報告書の質問38と同じ回答を適用</p>

(1) この質問は、第2回国別報告書で必須回答でした。

(2) この質問は、第2回国別報告書で任意回答でした。

(3) この質問は、戦略計画の指標に関する情報収集を目的とした調査から来ています。

(4) この質問は、第3回国別報告書で始めて採用されました。

<p>36. 質問 35 に対して「はい」と回答した場合、環境への意図的な導入を目的とする LMOs の輸入について、これまでに承認した輸入は何件ありましたか？⁽¹⁾</p> <p>質問 35 に「いいえ」と回答した場合、「該当しない」を選択してください。</p>	<p><input type="checkbox"/> なし</p> <p><input type="checkbox"/> 5 件未満</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 10 件未満</p> <p><input type="checkbox"/> 10 件以上</p> <p><input type="checkbox"/> 該当しない</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 前回の報告書から変更なし；第2回国別報告書の質問 39 と同じ回答を適用</p>
<p>37. 質問 35 に対して「はい」と回答した場合、環境への意図的な導入を目的とする LMOs の輸入について、輸入を承認しなかった事例はこれまでに何件ありましたか？⁽¹⁾</p> <p>質問 35 に「いいえ」と回答した場合、「該当しない」を選択してください。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> なし</p> <p><input type="checkbox"/> 5 件未満</p> <p><input type="checkbox"/> 10 件未満</p> <p><input type="checkbox"/> 10 件以上</p> <p><input type="checkbox"/> 該当しない</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 前回の報告書から変更なし；第2回国別報告書の質問 40 と同じ回答を適用</p>
<p>38. 本報告期間中に、環境への意図的な導入を目的とする LMOs の意図的な国境を越える移動について、あなたの国が受領した申請又は通告は何件ありましたか？⁽²⁾</p>	<p><input type="checkbox"/> なし</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 5 件未満</p> <p><input type="checkbox"/> 10 件未満</p> <p><input type="checkbox"/> 10 件以上</p>
<p>39. 本報告期間中に、環境への意図的な導入を目的とする LMOs の意図的な国境を越える移動について、あなたの国が行った決定は何件ありましたか？⁽¹⁾</p>	<p><input type="checkbox"/> なし</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 5 件未満</p> <p><input type="checkbox"/> 10 件未満</p> <p><input type="checkbox"/> 10 件以上</p>
<p>質問 39 に対して「なし」と回答した場合は、質問 46 へ進んでください</p>	

(1) この質問は、第2回国別報告書で必須回答でした。

(2) この質問は、第2回国別報告書で任意回答でした。

(3) この質問は、戦略計画の指標に関する情報収集を目的とした調査から来ています。

(4) この質問は、第3回国別報告書で始めて採用されました。

<p>40. 環境への意図的な導入を目的とする LMOs の意図的な国境を越える移動について行った決定に関連し、あなたの国は、国境を越える移動に先立ち、輸出締約国又は輸出者から通告を受領しましたか？⁽¹⁾</p>	<p> <input checked="" type="checkbox"/> はい、常に <input type="checkbox"/> 一部のケースについてのみ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない </p> <p> <input checked="" type="checkbox"/> 前回の報告書から変更なし；第2回国別報告書の質問43と同じ回答を適用 </p>
<p>41. その通告には完全な情報（少なくともバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の附属書Iに定める情報）が記載されていましたか？⁽¹⁾</p>	<p> <input checked="" type="checkbox"/> はい、常に <input type="checkbox"/> 一部のケースについてのみ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない </p> <p> <input checked="" type="checkbox"/> 前回の報告書から変更なし；第2回国別報告書の質問44と同じ回答を適用 </p>
<p>42. あなたの国は、通告の受領後 90 日以内に、通告をした者に対してその通告の受領確認を行っていますか。⁽¹⁾</p>	<p> <input checked="" type="checkbox"/> はい、常に <input type="checkbox"/> 一部のケースについてのみ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない </p> <p> <input checked="" type="checkbox"/> 前回の報告書から変更なし；第2回国別報告書の質問45と同じ回答を適用 </p>
<p>43. あなたの国では、通告をした者及び BCH の両方対して、自国の決定事項を通報していますか？⁽¹⁾</p> <p>この質問は、戦略計画の指標 3.1.5 に関係しています。</p>	<p> <input checked="" type="checkbox"/> はい、常に <input type="checkbox"/> 一部のケースについてのみ <input type="checkbox"/> 一部のケースについて、通告をした者のみ <input type="checkbox"/> 一部のケースについて、BCH のみ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない </p> <p> <input checked="" type="checkbox"/> 前回の報告書から変更なし；第2回国別報告書の質問46と同じ回答を適用 </p>

(1) この質問は、第2回国別報告書で必須回答でした。

(2) この質問は、第2回国別報告書で任意回答でした。

(3) この質問は、戦略計画の指標に関する情報収集を目的とした調査から来ています。

(4) この質問は、第3回国別報告書で始めて採用されました。

<p>44. あなたの国の決定事項のうち、次のカテゴリーに該当するものの割合はどのくらいですか？⁽²⁾</p>	<p>[100%] 無条件で輸入を承認する [0%] 条件付で輸入を承認する [0%] 輸入を禁止する [0%] 追加的な情報を要請する [0%] 決定についての連絡期間を延長する <input type="checkbox"/> 該当しない</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 前回の報告書から変更なし；第2回国別報告書の質問48と同じ回答を適用</p>
<p>45. あなたの国が、条件付きで輸入を承認する場合、又は、輸入を禁止する場合、通告をした者及びBCHに対して、その決定の根拠となった理由を提供しましたか？⁽¹⁾</p> <p>この質問は、戦略計画の指標3.1.5に関係しています。</p>	<p><input type="checkbox"/> はい、常に <input type="checkbox"/> 一部のケースについてのみ <input type="checkbox"/> 一部のケースについて、通告をした者のみ <input type="checkbox"/> 一部のケースについて、BCHのみ <input type="checkbox"/> いいえ <input checked="" type="checkbox"/> 該当しない</p> <p><input type="checkbox"/> 前回の報告書から変更なし；第2回国別報告書の質問49と同じ回答を適用</p>
<p>46. あなたの国において、環境への意図的な導入を目的とするLMOsが及ぼす可能性のある悪影響に関する科学的な確実性が欠如する場合の対策を含め、第7条から10条の規定の実施に関して、詳細を以下に記入してください。</p> <p>[議定書及び国内担保法に基づき、報告期間中、3件の遺伝子組換え生物（栽培用ダイズ2件及びトウモロコシ1件）について審査を行い、無条件で承認しました。また、承認した旨BCHに通報しました。</p> <p>Under the Protocol and its relevant domestic law, biological diversity risk assessments had been carried out regarding use of three LMOs (two soybeans,one maize). Approvals for these three were given without condition during the current period by the Japanese government. Accordingly, BCH was notified to the effect that three LMOs were approved.]</p>	

(1) この質問は、第2回国別報告書で必須回答でした。

(2) この質問は、第2回国別報告書で任意回答でした。

(3) この質問は、戦略計画の指標に関する情報収集を目的とした調査から来ています。

(4) この質問は、第3回国別報告書で始めて採用されました。

第11条 食料若しくは飼料として直接利用し又は加工することを目的とする 改変された生物（LMOs-FFP）のための手続	
47. あなたの国は、LMOs-FFPの国内利用（市場取引に付することを含む）について意思決定を行うための特別法又は法規を採択していますか？ ⁽²⁾ この質問は、戦略計画の指標1.1.2に関係しています。	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
48. あなたの国は、申請者の提供する情報の正確性のための法的要件を設けていますか？ ⁽¹⁾	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> はい、ある程度 [詳細を記入してください] <input type="checkbox"/> いいえ <input checked="" type="checkbox"/> 前回の報告書から変更なし；第2回国別報告書の質問52と同じ回答を適用
49. あなたの国は、国境を越える移動の対象となり得るLMOs-FFPに関する決定をBCHを通じて確実に締約国に通報する制度を確立していますか？ ⁽¹⁾ この質問は、戦略計画の指標3.1.5に関係しています。	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input checked="" type="checkbox"/> 前回の報告書から変更なし；第2回国別報告書の質問53と同じ回答を適用
50. あなたの国は、LMOs-FFPの輸入について決定を行う制度を確立していますか？ ⁽²⁾ この質問は、戦略計画の指標1.1.2に関係しています。	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
51. あなたの国は、LMOs-FFPについての財政上及び技術上の支援並びに能力の開発に関するニーズを表明していますか？ ⁽¹⁾ この質問は、戦略計画の指標1.2.1に関係しています。	<input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ <input checked="" type="checkbox"/> 前回の報告書から変更なし；第2回国別報告書の質問56と同じ回答を適用

(1) この質問は、第2回国別報告書で必須回答でした。

(2) この質問は、第2回国別報告書で任意回答でした。

(3) この質問は、戦略計画の指標に関する情報収集を目的とした調査から来ています。

(4) この質問は、第3回国別報告書で始めて採用されました。

<p>52. あなたの国は、これまでに LMOs-FFP（輸入又は国内利用のいずれか一方）について決定を行ったことがありますか？⁽¹⁾</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input checked="" type="checkbox"/> 前回の報告書から変更なし；第2回国別報告書の質問57と同じ回答を適用</p>
<p>質問52 に対して「<u>いいえ</u>」と回答した場合は、質問58へ進んでください</p>	
<p>53. あなたの国は、これまでに LMOs-FFP を何件承認しましたか？⁽¹⁾</p>	<p><input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 5件未満 <input type="checkbox"/> 10件未満 <input checked="" type="checkbox"/> 10件以上 <input checked="" type="checkbox"/> 前回の報告書から変更なし；第2回国別報告書の質問58と同じ回答を適用</p>
<p>54. 本報告期間中に、あなたの国が LMOs-FFP の輸入について行った決定は何件ですか？⁽¹⁾</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 5件未満 <input type="checkbox"/> 10件未満 <input type="checkbox"/> 10件以上</p>
<p>55. 本報告期間中に、あなたの国が LMOs-FFP の国内利用（市場取引に付することを含む）について行った決定は何件ありましたか？⁽¹⁾</p>	<p><input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 5件未満 <input type="checkbox"/> 10件未満 <input checked="" type="checkbox"/> 10件以上</p>
<p>質問54 及び質問55 に対して「<u>なし</u>」と回答した場合は、質問58へ進んでください</p>	
<p>56. あなたの国は、LMOs-FFP の輸入に関する決定を BCH を通じて締約国へ通報していますか？⁽¹⁾ この質問は、戦略計画の指標 3.1.5 に関係しています。</p>	<p><input type="checkbox"/> はい、常に <input type="checkbox"/> 一部のケースについてのみ <input checked="" type="checkbox"/> いいえ <input checked="" type="checkbox"/> 前回の報告書から変更なし；第2回国別報告書の質問61と同じ回答を適用</p>

(1) この質問は、第2回国別報告書で必須回答でした。

(2) この質問は、第2回国別報告書で任意回答でした。

(3) この質問は、戦略計画の指標に関する情報収集を目的とした調査から来ています。

(4) この質問は、第3回国別報告書で始めて採用されました。

<p>57. あなたの国は、LMOs-FFP の国内利用（市場取引に付することを含む）に関する決定を、当該決定から 15 日以内に、BCH を通じて締約国へ通報していますか？⁽¹⁾</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい、常に</p> <p><input type="checkbox"/> 一部のケースについてのみ</p> <p><input type="checkbox"/> 遅れて（15 日を超えて）</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 前回の報告書から変更なし；第2回国別報告書の質問62と同じ回答を適用</p>
<p>58. あなたの国において、LMOs-FFP が及ぼす可能性のある悪影響に関する科学的な確実性が欠如する場合の対策を含め、第 11 条の規定の実施に関して、詳細を以下に記入してください。</p> <p>[国内担保法に基づき、食料若しくは飼料として直接利用し又は加工することを目的とする LMOs の国内での使用について、申請者が提出した生物多様性影響評価書を踏まえて審査を行い、生物多様性に影響を生じるおそれがないと判断される場合に承認を行っています。また、承認を行った際にはその旨 BCH に通報しています。</p> <p>Under the domestic law for the implementation of the Protocol, biological diversity risk assessment regarding domestic use of LMOs intended for direct use as food or feed, or for processing is carried out on the basis of the Biological Diversity Risk Assessment Report submitted by the applicant, and approval is given if it is recognized that there is no possibility of adverse effect on biodiversity. When Japanese government approved LMOs, the information of the LMOs has been notified to the BCH with relevant information.]</p>	
<p>第 12 条 決定の再検討</p>	
<p>59. あなたの国は、LMOs の意図的な国境を越える移動についての決定の再検討及び変更のための制度を確立していますか？⁽²⁾</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい</p> <p><input type="checkbox"/> はい、ある程度 [詳細を記入してください]</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 前回の報告書から変更なし；第2回国別報告書の質問64と同じ回答を適用</p>
<p>60. あなたの国は、これまでに決定について再検討する要請を受けたことはありますか？⁽¹⁾</p>	<p><input type="checkbox"/> はい</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> いいえ</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 前回の報告書から変更なし；第2回国別報告書の質問65と同じ回答を適用</p>

(1) この質問は、第2回国別報告書で必須回答でした。

(2) この質問は、第2回国別報告書で任意回答でした。

(3) この質問は、戦略計画の指標に関する情報収集を目的とした調査から来ています。

(4) この質問は、第3回国別報告書で始めて採用されました。

<p>61. あなたの国は、これまでに LMOs の意図的な国境を越える移動についての決定を再検討又は変更したことがありますか？⁽¹⁾</p>	<p><input type="checkbox"/> はい、決定の再検討を行った</p> <p><input type="checkbox"/> はい、決定の再検討及び変更を行った</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> いいえ</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 前回の報告書から変更なし；第2回国別報告書の質問66と同じ回答を適用</p>
<p>62. 本報告期間中に、LMOs の意図的な国境を越える移動について、再検討及び／又は変更を行った決定は何件ありましたか？⁽¹⁾</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> なし</p> <p><input type="checkbox"/> 5件未満</p> <p><input type="checkbox"/> 5件以上</p>
<p>質問62に対して「なし」と回答した場合は、質問66へ進んでください</p>	
<p>63. あなたの国は、決定の再検討及び／又は変更について、通告をした者及び BCH に通報していますか？⁽¹⁾</p> <p>この質問は、戦略計画の指標 3.1.5 に関係しています。</p>	<p><input type="checkbox"/> はい、常に</p> <p><input type="checkbox"/> 一部のケースについてのみ</p> <p><input type="checkbox"/> 一部のケースについて、通告をした者のみ</p> <p><input type="checkbox"/> 一部のケースについて、BCH のみ</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ</p> <p><input type="checkbox"/> 前回の報告書から変更なし；第2回国別報告書の質問68と同じ回答を適用</p>
<p>64. あなたの国は、決定の再検討及び変更について、当該決定から 30 日以内に、通告をした者及び BCH に通報していますか？⁽¹⁾</p>	<p><input type="checkbox"/> はい、常に</p> <p><input type="checkbox"/> 一部のケースについてのみ</p> <p><input type="checkbox"/> 遅れて（30日を超えて）</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ</p> <p><input type="checkbox"/> 前回の報告書から変更なし；第2回国別報告書の質問69と同じ回答を適用</p>

(1) この質問は、第2回国別報告書で必須回答でした。

(2) この質問は、第2回国別報告書で任意回答でした。

(3) この質問は、戦略計画の指標に関する情報収集を目的とした調査から来ています。

(4) この質問は、第3回国別報告書で始めて採用されました。

<p>65. あなたの国は、通告をした者及びBCHの両方に対して、決定の再検討及び／又は変更の理由を提供していますか？⁽¹⁾</p> <p>この質問は、戦略計画の指標3.1.5に関連しています。</p>	<p><input type="checkbox"/> はい、常に</p> <p><input type="checkbox"/> 一部のケースについてのみ</p> <p><input type="checkbox"/> 一部のケースについて、通告をした者のみ</p> <p><input type="checkbox"/> 一部のケースについて、BCHのみ</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ</p> <p><input type="checkbox"/> 前回の報告書から変更なし；第2回国別報告書の質問70と同じ回答を適用</p>
<p>66. あなたの国における第12条の規定の実施に関して、詳細を以下に記入してください。</p> <p>[決定の再検討及び変更を行った事例はありません。</p> <p>Japan has not reviewed/changed a decision regarding an intentional transboundary movement of LMOs.]</p>	
<p>第13条 簡易な手続</p>	
<p>67. あなたの国は、LMOsの意図的な国境を越える移動について、簡易な手続きを適用する制度を確立していますか？⁽²⁾</p>	<p><input type="checkbox"/> はい</p> <p><input type="checkbox"/> はい、ある程度 [詳細を記入してください]</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> いいえ</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 前回の報告書から変更なし；第2回国別報告書の質問72と同じ回答を適用</p>
<p>68. あなたの国は、これまでに簡易な手続きを適用したことがありますか？⁽⁴⁾</p>	<p><input type="checkbox"/> はい</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> いいえ</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 前回の報告書から変更なし；第2回国別報告書の質問73と同じ回答を適用</p>

(1) この質問は、第2回国別報告書で必須回答でした。

(2) この質問は、第2回国別報告書で任意回答でした。

(3) この質問は、戦略計画の指標に関する情報収集を目的とした調査から来ています。

(4) この質問は、第3回国別報告書で始めて採用されました。

<p>69. 質問 68 に対して「はい」と回答した場合、あなたの国は、簡易な手続きを適用する事例について、BCH を通じて締約国に通報していますか？⁽¹⁾</p> <p>質問 68 に「いいえ」と回答した場合、「該当しない」を選択してください。</p> <p>この質問は、戦略計画の指標 3.1.5 に関係しています。</p>	<p><input type="checkbox"/> はい、常に</p> <p><input type="checkbox"/> 一部のケースについてのみ</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 該当しない</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 前回の報告書から変更なし；第2回国別報告書の質問 74 と同じ回答を適用</p>
<p>70. 本報告期間中に、あなたの国が簡易な手続きを適用した LMOs の事例は何件ありましたか？⁽¹⁾</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> なし</p> <p><input type="checkbox"/> 5 件未満</p> <p><input type="checkbox"/> 5 件以上</p>
<p>71. あなたの国における第 13 条の規定の実施に関して、詳細を以下に記入してください。</p> <p>[簡易な手続は使用していません。 Japan has not used simplified procedure.]</p>	
<p>第 14 条 二国間の、地域的な及び多国間の協定及び取決め</p>	
<p>72. あなたの国は、二国間の、地域的若しくは多国間の協定又は取決めを締結していますか？⁽¹⁾</p>	<p><input type="checkbox"/> はい</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> いいえ</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 前回の報告書から変更なし；第2回国別報告書の質問 77 と同じ回答を適用</p>
<p>73. 質問 72 に「はい」と回答した場合、あなたの国が他の締約国又は非締約国と、LMOs に関連する協力的な二国間／多国間の取決めを確立した例は何件ありましたか？⁽³⁾</p> <p>質問 72 に「いいえ」と回答した場合、「該当しない」を選択してください。</p> <p>この質問は、戦略計画の指標 1.2.8 に関係しています。</p>	<p><input type="checkbox"/> なし</p> <p><input type="checkbox"/> 1 件又は複数</p> <p><input type="checkbox"/> 3 件以上</p> <p><input type="checkbox"/> 5 件以上</p> <p><input type="checkbox"/> 10 件以上</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 該当しない</p>

(1) この質問は、第2回国別報告書で必須回答でした。

(2) この質問は、第2回国別報告書で任意回答でした。

(3) この質問は、戦略計画の指標に関する情報収集を目的とした調査から来ています。

(4) この質問は、第3回国別報告書で始めて採用されました。

<p>74. 質問 72 に対して「はい」と回答した場合、あなたの国は、この協定又は取決めについて、BCHを通じて締約国に通報していますか？⁽¹⁾</p> <p>質問 72 に「いいえ」と回答した場合、「該当しない」を選択してください。</p> <p>この質問は、戦略計画の指標 3.1.5 に関係しています。</p>	<p><input type="checkbox"/> はい、常に</p> <p><input type="checkbox"/> 一部のケースについてのみ</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 該当しない</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 前回の報告書から変更なし；第2回国別報告書の質問 78 と同じ回答を適用</p>
<p>75. 質問 72 に対して「はい」と回答した場合、締結した協定又は取決めの範囲及び目的について、以下に簡単に内容を記入してください。</p> <p>[記入欄]</p> <p><input type="checkbox"/> 前回の報告書から変更なし；第2回国別報告書の質問 79 と同じ回答を適用</p>	
<p>76. あなたの国における第 14 条の規定の実施に関して、詳細を以下に記入してください。</p> <p>[該当する協定又は取決めを締結していません。 Japan has not entered into any agreement or arrangement in question.]</p>	
<p>第 15 条と第 16 条 – 危険性の評価と危険性の管理</p>	
<p>77. あなたの国は、LMOs について決定を行う前に、危険性の評価を実施する国家的枠組みを確立していますか？⁽²⁾</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい</p> <p><input type="checkbox"/> はい、ある程度 [詳細を記入してください]</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 前回の報告書から変更なし；第2回国別報告書の質問 81 と同じ回答を適用</p>
<p>78. 質問 77 に対して「はい」と回答した場合、この枠組みには危険性の評価を実施する専門家を特定及び／又は訓練するための手続きが含まれていますか？⁽²⁾</p> <p>質問 77 に「いいえ」と回答した場合、「該当しない」を選択してください。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ</p> <p><input type="checkbox"/> 該当しない</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 前回の報告書から変更なし；第2回国別報告書の質問 82 と同じ回答を適用</p>

(1) この質問は、第2回国別報告書で必須回答でした。

(2) この質問は、第2回国別報告書で任意回答でした。

(3) この質問は、戦略計画の指標に関する情報収集を目的とした調査から来ています。

(4) この質問は、第3回国別報告書で始めて採用されました。

危険性の評価と危険性の管理における能力の開発	
<p>79. あなたの国には、LMOs の危険性の評価、監視、管理、制御の訓練を受けた人は何人いますか？⁽³⁾</p> <p>この質問は、戦略計画の指標 2.2.3 に関係しています。</p>	
<p>i. 危険性の評価：</p>	<p><input type="checkbox"/> なし</p> <p><input type="checkbox"/> 1 人又は複数</p> <p><input type="checkbox"/> 10 人以上</p> <p><input type="checkbox"/> 50 人以上</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 100 人以上</p>
<p>ii. 管理／制御：</p>	<p><input type="checkbox"/> なし</p> <p><input type="checkbox"/> 1 人又は複数</p> <p><input type="checkbox"/> 10 人以上</p> <p><input type="checkbox"/> 50 人以上</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 100 人以上</p>
<p>iii. 監視：</p>	<p><input type="checkbox"/> なし</p> <p><input type="checkbox"/> 1 人又は複数</p> <p><input type="checkbox"/> 10 人以上</p> <p><input type="checkbox"/> 50 人以上</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 100 人以上</p>
<p>80. あなたの国は LMO の危険性の評価及び危険性の管理の訓練に、訓練教材及び／又は技術指針を使用していますか？⁽³⁾</p> <p>この質問は、戦略計画の指標 2.2.5 に関係しています。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ</p>
<p>81. あなたの国は危険性評価の訓練のための「LMOs の危険性の評価マニュアル」（CBD 事務局が開発）を使用していますか？⁽⁴⁾</p> <p>この質問は、戦略計画の指標 2.2.5 に関係しています。</p>	<p><input type="checkbox"/> はい</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> いいえ</p>

(1) この質問は、第2回国別報告書で必須回答でした。

(2) この質問は、第2回国別報告書で任意回答でした。

(3) この質問は、戦略計画の指標に関する情報収集を目的とした調査から来ています。

(4) この質問は、第3回国別報告書で始めて採用されました。

<p>82. あなたの国は危険性評価の訓練のために「LMOsの危険性評価の指針」（危険性評価と危険性管理のオンラインフォーラムとAHTEGが開発）を使用していますか？⁽⁴⁾</p> <p>この質問は、戦略計画の指標2.2.5に関係しています。</p>	<p><input type="checkbox"/> はい</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> いいえ</p>
<p>83. 現在入手可能なLMOsの危険性の評価及び／又は危険性の管理の訓練教材又は技術指針は十分なものですか？⁽³⁾</p> <p>この質問は、戦略計画の指標2.2.6に関係しています。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ</p> <p><input type="checkbox"/> 該当しない</p>
<p>84. あなたの国は、人の健康に対する危険性を考慮して、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に悪影響を及ぼす可能性のある改変された生物（LMOs）又はその具体的な形質を検出、識別、評価及び／又は監視する能力がありますか？⁽³⁾</p> <p>この質問は、戦略計画の指標1.4.2と1.6.3に関係しています。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ</p> <hr/> <p><input checked="" type="checkbox"/> はい</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ</p> <hr/> <p><input checked="" type="checkbox"/> はい</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ</p> <hr/> <p><input checked="" type="checkbox"/> はい</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ</p>

(1) この質問は、第2回国別報告書で必須回答でした。

(2) この質問は、第2回国別報告書で任意回答でした。

(3) この質問は、戦略計画の指標に関する情報収集を目的とした調査から来ています。

(4) この質問は、第3回国別報告書で始めて採用されました。

危険性の評価と危険性の管理の実施	
<p>85. あなたの国は危険性の評価若しくは危険性の管理の実施、又は通告をした者が提出した危険性の評価報告書の評価のために、何か指針文書を採用又は使用していますか？⁽³⁾</p> <p>この質問は、戦略計画の指標 1.3.1 に関係しています。</p> <p>i. 危険の評価： <input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p> <hr/> <p>ii. 危険の管理 <input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p>	
<p>86. あなたの国は危険性の評価若しくは危険の管理の実施、又は通告をした者が提出した危険性の評価報告書の評価のために、「LMOs の危険性評価の指針」（危険性評価と危険性管理のオンラインフォーラムと AHTEG が開発）を使用していますか？⁽⁴⁾</p> <p>この質問は、戦略計画の指標 2.2.5 に関係しています。</p>	<p><input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ</p>
<p>87. あなたの国は他国との危険性評価に一般的な取り組みを採用していますか？⁽³⁾</p> <p>この質問は、戦略計画の指標 1.3.2 に関係しています。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p>
<p>88. あなたの国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に悪影響を及ぼす可能性のある LMOs 又はその具体的な形質を特定することを目的として、他の締約国と協力していますか？⁽¹⁾</p> <p>この質問は、戦略計画の指標 1.4.1 に関係しています。</p>	<p><input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 前回の報告書から変更なし；第2回国別報告書の質問97と同じ回答を適用</p>

(1) この質問は、第2回国別報告書で必須回答でした。
(2) この質問は、第2回国別報告書で任意回答でした。
(3) この質問は、戦略計画の指標に関する情報収集を目的とした調査から来ています。
(4) この質問は、第3回国別報告書で始めて採用されました。

<p>89. あなたの国は、LMO の危険性の評価を実施したことがありますか (拡散防止措置の下での利用、実地試験、商業的な目的、食料、飼料としての直接的な利用、又は加工用などの、いかなる LMOs の危険性の評価も含む) ? ⁽³⁾</p> <p>この質問は、戦略計画の指標 1.3.3 に関係しています。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ</p>
<p>質問 89 に対して「<u>いいえ</u>」と回答した場合は、質問 94 へ進んでください</p>	
<p>90. 質問 89 に「はい」と回答した場合は、危険性の評価の範囲を示してください (該当するもの全てを選択してください) 。⁽⁴⁾</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 拡散防止措置の下での利用 (第 3 条に従って)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 実験的試験又は実地検証のための環境への意図的な導入</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 商業的な目的のための環境への意図的な導入</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 食料としての直接的な使用</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 飼料としての直接的な使用</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 加工</p> <p><input type="checkbox"/> 該当しない</p>
<p>91. 質問 89 に対して「はい」と回答した場合は、危険性の評価の概要報告書を BCH に提出しましたか?⁽¹⁾</p> <p>この質問は、戦略計画の指標 3.1.5 に関係しています。</p>	<p><input type="checkbox"/> はい、常に</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 一部のケースについてのみ</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ</p> <p><input type="checkbox"/> 該当しない</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 前回の報告書から変更なし; 第 2 回国別報告書の質問 89 と同じ回答を適用</p>

(1) この質問は、第 2 回国別報告書で必須回答でした。

(2) この質問は、第 2 回国別報告書で任意回答でした。

(3) この質問は、戦略計画の指標に関する情報収集を目的とした調査から来ています。

(4) この質問は、第 3 回国別報告書で始めて採用されました。

<p>92. 質問 89 に対して「はい」と回答した場合は、危険性評価は、環境への意図的な導入に対する LMOs 又は、食料、飼料として又は加工目的の直接的な利用のための LMOs の国内使用における全ての決定に対して実施されましたか？⁽¹⁾</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい、常に <input type="checkbox"/> 一部のケースについてのみ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 前回の報告書から変更なし；第2回国別報告書の質問88と同じ回答を適用</p>
<p>93. 回答 89 に対して「はい」と回答した場合には、本報告期間中に、危険性の評価を何度実施しましたか？⁽¹⁾</p>	<p><input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 5 回以下 <input type="checkbox"/> 10 回以下 <input checked="" type="checkbox"/> 11 回以上 <input type="checkbox"/> 該当しない</p>
<p>94. あなたの国は、いかなる LMOs に関し、それが輸入されたものであるか国内で開発されたものであるかを問わず、意図された利用に供される前に、その生活環又は世代時間に相応する適当な期間観察されることを確保するための措置をとっていますか？⁽¹⁾</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> はい、ある程度 [詳細を記入してください] <input type="checkbox"/> いいえ</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 前回の報告書から変更なし；第2回国別報告書の質問96と同じ回答を適用</p>
<p>95. あなたの国は、環境に放出される LMOs の潜在的影響を監視する制度を確立していますか？⁽²⁾</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> はい、ある程度 [詳細を記入してください] <input type="checkbox"/> いいえ</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 前回の報告書から変更なし；第2回国別報告書の質問33と同じ回答を適用</p>

(1) この質問は、第2回国別報告書で必須回答でした。

(2) この質問は、第2回国別報告書で任意回答でした。

(3) この質問は、戦略計画の指標に関する情報収集を目的とした調査から来ています。

(4) この質問は、第3回国別報告書で始めて採用されました。

<p>96. あなたの国は LMOs の監視及び管理のためのインフラ設備（例：研究施設）がありますか？⁽³⁾</p> <p>この質問は、戦略計画の指標 2.2.4 に関係しています。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ</p>
<p>97. あなたの国における第 15 条と第 16 条の規定の実施に関して、詳細を以下に記入してください。</p> <p>[国内担保法に基づき、新規の遺伝子組換え生物を環境中で使用しようとする者（開発者、輸入者等）は、生物多様性影響評価実施要領に基づいて事前に生物多様性への影響を評価することとされています。主務大臣は、その評価結果について専門の学識経験者の意見を聴き、生物多様性に影響を生じるおそれがないと判断される場合に使用を承認しています。また、LMO を日本へ輸出して、日本国内の環境中で使用させようとする者は、日本国内に住所を有する国内管理人を定めた上で、同様に使用の承認を受けることができます。</p> <p>Under the domestic law for the implementation of the Protocol, persons who wish to use new LMOs in the environment (developers and importers, etc.) must carry out a prior risk assessment of adverse effect on biological diversity in accordance with the Guidance of Implementation of Assessment of Adverse effect on Biological Diversity. The competent ministers may grant approval when recognizing, taking account of the content of consultation with experts, that no adverse effect on biological diversity could arise. Persons who wish to export LMOs to Japan from a foreign country and to make them used in Japanese environment, may appoint a Domestic Manager who has an address in Japan and obtain such approval.]</p>	
<p>第 17 条 意図的でない国境を越える移動及び緊急措置</p>	
<p>98. あなたの国は、LMOs の意図的でない国境を越える移動を防止するための適当な措置を確立し及び維持していますか？⁽¹⁾</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい</p> <p><input type="checkbox"/> はい、ある程度 [詳細を記入してください]</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 前回の報告書から変更なし；第2回国別報告書の質問95と同じ回答を適用</p>
<p>99. あなたの国は、生物の多様性に著しい悪影響を及ぼすおそれのある LMOs の意図的でない国境を越える移動が生じた場合、緊急措置をとるための制度を確立していますか？⁽²⁾</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい</p> <p><input type="checkbox"/> はい、ある程度 [詳細を記入してください]</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 前回の報告書から変更なし；第2回国別報告書の質問101と同じ回答を適用</p>

(1) この質問は、第2回国別報告書で必須回答でした。

(2) この質問は、第2回国別報告書で任意回答でした。

(3) この質問は、戦略計画の指標に関する情報収集を目的とした調査から来ています。

(4) この質問は、第3回国別報告書で始めて採用されました。

<p>100. あなたの国は、LMO が意図せず放出された場合に適切な対策を取る能力がありますか？⁽³⁾</p> <p>この質問は、戦略計画の指標 1.8.3 に関係しています。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ</p>
<p>101. 本報告期間中に、あなたの国は、自国の管轄下の地域への若しくは当該地域からの 1 件又は複数の LMOs の意図的でない国境を越える移動につながった又はつながった可能性のある事態について、情報を何件受領しましたか？⁽¹⁾</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> なし</p> <p><input type="checkbox"/> 5 件未満</p> <p><input type="checkbox"/> 10 件未満</p> <p><input type="checkbox"/> 10 件以上</p>
<p>質問 101 に対して「なし」と回答した場合は、質問 105 へ進んでください</p>	
<p>102. 質問 101 に「はい」と回答した場合、あなたの国は、上記の放出について、影響を受けた又は影響を受けた可能性のある国、BCH、及び、適当な場合には関連する国際機関に通報していますか？⁽¹⁾</p> <p>この質問は、戦略計画の指標 3.1.5 に関係しています。</p>	<p><input type="checkbox"/> はい、全ての事態について</p> <p><input type="checkbox"/> はい、一部の事態について</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ</p> <p><input type="checkbox"/> 該当しない</p>
<p>103. 質問 101 に対して「はい」と回答した場合、あなたの国はどこに通報しましたか？</p> <p>この質問は、戦略計画の指標 3.1.5 に関係しています。⁽¹⁾</p>	<p><input type="checkbox"/> 影響を受けた又は影響を受けた可能性のある国</p> <p><input type="checkbox"/> BCH</p> <p><input type="checkbox"/> 関連する国際機関</p> <p><input type="checkbox"/> 該当しない</p>
<p>104. 質問 101 に対して「はい」と回答した場合、あなたの国は、そのような影響を受けた又は受けた可能性のある国が適切な対応を決定し、緊急措置を含む必要な行動を開始することができるように、これらの国と直ちに協議しましたか？⁽¹⁾</p>	<p><input type="checkbox"/> はい、常に</p> <p><input type="checkbox"/> はい、一部のケースについて</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ、協議したが、直ちにではない</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ、全く協議しなかった</p> <p><input type="checkbox"/> 該当しない</p>
<p>105. あなたの国における第 17 条の規定の実施に関して、詳細を以下に記入してください。</p> <p>[該当するような事態は生じていません。</p> <p>No such case has been reported.]</p>	

(1) この質問は、第 2 回国別報告書で必須回答でした。

(2) この質問は、第 2 回国別報告書で任意回答でした。

(3) この質問は、戦略計画の指標に関する情報収集を目的とした調査から来ています。

(4) この質問は、第 3 回国別報告書で始めて採用されました。

第18条 取扱い、輸送、包装及び表示	
<p>106. あなたの国は、関連する国際的な規則及び基準を考慮して、<i>国境を越える移動の対象となるLMOs</i>が安全な状況の下で取扱われ、包装され及び輸送されることを義務付けるための措置をとっていますか？⁽¹⁾</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい</p> <p><input type="checkbox"/> はい、ある程度 [詳細を記入してください]</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 前回の報告書から変更なし；第2回国別報告書の質問108と同じ回答を適用</p>
<p>107. あなたの国は、LMOs-FFPに添付する文書において、素性保全システムのような手段により<i>LMOs</i>の識別が「不明な」場合に、<i>LMOs</i>を「含む可能性がある」こと及び環境への意図的な導入を目的とするものではないこと並びに追加的な情報のための連絡先を明確に表示することを義務付ける措置をとっていますか？⁽¹⁾</p> <p>この質問は、戦略計画の指標1.6.1に関係しています。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい</p> <p><input type="checkbox"/> はい、ある程度 [詳細を記入してください]</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 前回の報告書から変更なし；第2回国別報告書の質問109と同じ回答を適用</p>
<p>108. あなたの国は、LMOs-FFPに添付する文書において、素性保全システムのような手段により<i>LMOs</i>の識別が「明確な」場合に、<i>LMOs</i>を「含む」こと及び環境への意図的な導入を目的とするものではないこと並びに追加的な情報のための連絡先を明確に表示することを義務付ける措置をとっていますか？⁽¹⁾</p> <p>この質問は、戦略計画の指標1.6.1に関係しています。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい</p> <p><input type="checkbox"/> はい、ある程度 [詳細を記入してください]</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 前回の報告書から変更なし；第2回国別報告書の質問110と同じ回答を適用</p>

(1) この質問は、第2回国別報告書で必須回答でした。

(2) この質問は、第2回国別報告書で任意回答でした。

(3) この質問は、戦略計画の指標に関する情報収集を目的とした調査から来ています。

(4) この質問は、第3回国別報告書で始めて採用されました。

<p>109. 質問 107 及び／又は質問 108 に対して「はい」又は「はい、ある程度」と回答した場合、あなたの国は LMOs-FFP の識別にどのような種類の文書を必要としますか？⁽⁴⁾</p> <p>質問107 及び質問108 に対して「いいえ」と回答した場合は、「該当しない」を選択してください。</p>	<p><input type="checkbox"/> 既存の種類 of 文書化</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 独立した文書</p> <p><input type="checkbox"/> 既存又は独立した文書</p> <p><input type="checkbox"/> 該当しない</p>
<p>110. あなたの国は、「拡散防止措置の下での利用」を目的とする LMOs に添付する文書において、これらが「改変された生物」であることを明確に表示し、並びに安全な取扱い、保管、輸送及び利用に関する要件及び追加的な情報のための連絡先（これらの LMO の仕向先である個人及び団体の氏名又は名称及び住所を含む）を明記することを義務付ける措置をとっていますか？⁽¹⁾</p> <p>この質問は、戦略計画の指標 1.6.2 に関係しています。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい</p> <p><input type="checkbox"/> はい、ある程度 [詳細を記入してください]</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 前回の報告書から変更なし；第2回国別報告書の質問111と同じ回答を適用</p>
<p>111. 質問 110 に対して「はい」又は「はい、ある程度」と回答した場合、あなたの国は拡散防止措置の下での利用を目的とする LMOs の識別にどのような種類の文書を必要としますか？⁽⁴⁾</p> <p>質問110 に「いいえ」と回答した場合、「該当しない」を選択してください。</p>	<p><input type="checkbox"/> 既存の種類 of 文書化</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 独立した文書</p> <p><input type="checkbox"/> 既存又は独立した文書</p> <p><input type="checkbox"/> 該当しない</p>

(1) この質問は、第2回国別報告書で必須回答でした。

(2) この質問は、第2回国別報告書で任意回答でした。

(3) この質問は、戦略計画の指標に関する情報収集を目的とした調査から来ています。

(4) この質問は、第3回国別報告書で始めて採用されました。

<p>112. あなたの国は、輸入締約国の「環境への意図的な導入を目的とする」LMOsに添付する文書において、これらが「改変された生物」であることを明確に表示し、並びにその識別についての情報及び関連する形質及び／又は特性、安全な取扱い、保管、輸送及び利用に関する要件、追加的な情報のための連絡先並びに適当な場合には輸入者及び輸出者の氏名又は名称及び住所を明記し、また、当該文書にこのLMOsの移動が輸出者に適用されるこの議定書の規定に従って行われるものである旨の宣言を含めることを義務付ける措置をとっていますか？⁽¹⁾</p> <p>この質問は、戦略計画の指標1.6.2に関係しています。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい</p> <p><input type="checkbox"/> はい、ある程度 [詳細を記入してください]</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 前回の報告書から変更なし；第2回国別報告書の質問112と同じ回答を適用</p>
<p>113. 質問112に対して「はい」又は「はい、ある程度」と回答した場合、あなたの国は環境への意図的な導入を目的とするLMOsの識別にどのような文書が必要ですか？⁽⁴⁾</p> <p>質問112に「いいえ」と回答した場合、「該当しない」を選択してください。</p>	<p><input type="checkbox"/> 既存の種類文書化</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 独立した文書</p> <p><input type="checkbox"/> 既存又は独立した文書</p> <p><input type="checkbox"/> 該当しない</p>
<p>114. あなたの国は、改変された生物の安全な取扱い、輸送、梱包を徹底することを目的とした指針がありますか？⁽³⁾</p> <p>この質問は、戦略計画の指標1.6.4に関係しています。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ</p>

(1) この質問は、第2回国別報告書で必須回答でした。

(2) この質問は、第2回国別報告書で任意回答でした。

(3) この質問は、戦略計画の指標に関する情報収集を目的とした調査から来ています。

(4) この質問は、第3回国別報告書で始めて採用されました。

<p>115. あなたの国には、LMOs の識別及び文書化についての要件を実行する能力がありますか？⁽²⁾</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい</p> <p><input type="checkbox"/> はい、ある程度 [詳細を記入してください]</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 前回の報告書から変更なし；第2回国別報告書の質問113と同じ回答を適用</p>
<p>116. あなたの国では LMOs の識別の訓練を受けた税関職員は何人いますか？⁽³⁾</p> <p>この質問は、戦略計画の指標 2.3.1 に関係しています。</p>	<p><input type="checkbox"/> なし</p> <p><input type="checkbox"/> 1 人又は複数</p> <p><input type="checkbox"/> 10 人以上</p> <p><input type="checkbox"/> 50 人以上</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 100 人以上</p>
<p>117. あなたの国は、LMOs をサンプリング及び検出するための手順を確立していますか？⁽¹⁾</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい</p> <p><input type="checkbox"/> はい、ある程度 [詳細を記入してください]</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 前回の報告書から変更なし；第2回国別報告書の質問114と同じ回答を適用</p>
<p>118. あなたの国には LMOs 検出の訓練を受けた研究施設の職員が何人いますか？⁽³⁾</p> <p>この質問は、戦略計画の指標 2.3.1 に関係しています。</p>	<p><input type="checkbox"/> なし</p> <p><input type="checkbox"/> 1 人又は複数</p> <p><input type="checkbox"/> 10 人以上</p> <p><input type="checkbox"/> 50 人以上</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 100 人以上</p>
<p>119. あなたの国は、LMOs の検出のために確実に利用できる研究施設がありますか？⁽³⁾</p> <p>この質問は、戦略計画の指標 2.3.2 に関係しています。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ</p>

(1) この質問は、第2回国別報告書で必須回答でした。

(2) この質問は、第2回国別報告書で任意回答でした。

(3) この質問は、戦略計画の指標に関する情報収集を目的とした調査から来ています。

(4) この質問は、第3回国別報告書で始めて採用されました。

<p>120. あなたの国のいくつかの研究所が LMO 検出の認定を受けていますか？⁽³⁾</p> <p>この質問は、戦略計画の指標 2.3.3 に関係しています。</p>	<p><input type="checkbox"/> なし</p> <p><input type="checkbox"/> 1 施設又は複数</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 5 施設以上</p> <p><input type="checkbox"/> 10 施設以上</p> <p><input type="checkbox"/> 50 施設以上</p>
<p>121. 前述の質問の認定を受けた研究所のうち現在 LMOs の検出で現在稼働しているのはいくつありますか？⁽³⁾</p> <p>質問 120 に「なし」と回答した場合、「該当しない」を選択してください。</p> <p>この質問は、戦略計画の指標 2.3.4 に関係しています。</p>	<p><input type="checkbox"/> なし</p> <p><input type="checkbox"/> 1 施設又は複数</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 5 施設以上</p> <p><input type="checkbox"/> 10 施設以上</p> <p><input type="checkbox"/> 50 施設以上</p> <p><input type="checkbox"/> 該当しない</p>
<p>122. あなたの国における第 18 条の規定の実施に関して、詳細を以下に記入してください。</p> <p>[国内担保法に基づき、LMO を輸出する際には、包装、容器、送り状等に必要事項を表示しなければならないとされています。具体的な様式は施行規則で定められており、議定書の規定に基づき、輸入国において拡散防止措置を執って使用される LMO、食用、飼料用または加工用に供される LMO 及びその他の LMO に区分して、表示内容が定められています。</p> <p>The domestic law for the Protocol stipulates that the package, vessel and invoice, etc. of LMOs intended for export to a Party must be accompanied by the descriptions of the required specific matters. Their specific formats are set forth in the Regulations of the Law. What has to be described differs, based on the provision of the Protocol, depending upon whether they are LMOs intended for contained use, or LMOs intended for use as food or feed or for processing, or LMOs intended for other use.]</p>	
<p>第 19 条 国内の権限のある当局及び中央連絡先</p>	
<p>123. あなたの国は、二以上の「国内の権限のある当局」を指定している場合、LMOs について決定を行う前に複数の当局の行動を調整する制度を確立していますか？⁽²⁾</p>	<p><input type="checkbox"/> はい</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 該当しない</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 前回の報告書から変更なし；第2回国別報告書の質問 121 と同じ回答を適用</p>

(1) この質問は、第2回国別報告書で必須回答でした。

(2) この質問は、第2回国別報告書で任意回答でした。

(3) この質問は、戦略計画の指標に関する情報収集を目的とした調査から来ています。

(4) この質問は、第3回国別報告書で始めて採用されました。

<p>124. あなたの国は、「国内の権限のある当局」がバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書により必要とされる行政上の任務を遂行できるようにするため、適切な制度的能力を確立していますか？⁽²⁾</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい</p> <p><input type="checkbox"/> はい、ある程度 [詳細を記入してください]</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 前回の報告書から変更なし；第2回国別報告書の質問122と同じ回答を適用</p>
<p>125. あなたの国における第19条の規定の実施に関して、詳細を以下に記入してください。 [該当する情報については、BCHに提供しています。 Japan has been providing relevant information to the BCH.]</p>	
<p style="text-align: center;">第20条 情報の共有及びバイオセーフティに関する情報交換センター（BCH）</p>	
<p>126. あなたの国がBCHへ提供する必須の情報について、以下に分類される各情報が利用可能であるか、また、すでにBCHに提供されているかを特定することにより、各情報の状況の概要を記入してください。⁽¹⁾</p> <p>この質問は、戦略計画の指標3.1.5に関係しています。</p> <p>a. 議定書の実施のための現行の国内の法令、法規及び指針並びに事前の情報に基づく合意の手続きのために締約国が必要とする情報（第20条第3項(a)）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCHにおいても利用可能</p> <p><input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCHにおいては利用不可能</p> <p><input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCHにおいては一部についてのみ利用可能</p> <p><input type="checkbox"/> 該当しない</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 前回の報告書から変更なし；第2回国別報告書の質問124aと同じ回答を適用</p>	

(1) この質問は、第2回国別報告書で必須回答でした。

(2) この質問は、第2回国別報告書で任意回答でした。

(3) この質問は、戦略計画の指標に関する情報収集を目的とした調査から来ています。

(4) この質問は、第3回国別報告書で始めて採用されました。

<p>b. 食料若しくは飼料として直接利用し又は加工することを目的とするLMOsの輸入について適用される国内の法令、法規及び指針（第11条第5項）</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCHにおいても利用可能</p> <p><input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCHにおいては利用不可能</p> <p><input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCHにおいては一部についてのみ利用可能</p> <p><input type="checkbox"/> 該当しない</p>
<p>■ 前回の報告書から変更なし；第2回国別報告書の質問124bと同じ回答を適用</p>	
<p>c. 二国間の、地域的な及び多数国間の協定及び取決め（第14条第2項及び第20条第3項(b)）</p>	<p><input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCHにおいても利用可能</p> <p><input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCHにおいては利用不可能</p> <p><input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCHにおいては一部についてのみ利用可能</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 該当しない</p>
<p><input type="checkbox"/> 前回の報告書から変更なし；第2回国別報告書の質問124cと同じ回答を適用</p>	
<p>d. 国内の権限のある当局の連絡先（第19条第2項及び第3項）、国内の中央連絡先（第19条第1項及び第3項）、及び、緊急時連絡先（第17条第3項(e)）</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCHにおいても利用可能</p> <p><input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCHにおいては利用不可能</p> <p><input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCHにおいては一部についてのみ利用可能</p> <p><input type="checkbox"/> 該当しない</p>
<p>■ 前回の報告書から変更なし；第2回国別報告書の質問124dと同じ回答を適用</p>	

- (1) この質問は、第2回国別報告書で必須回答でした。
- (2) この質問は、第2回国別報告書で任意回答でした。
- (3) この質問は、戦略計画の指標に関する情報収集を目的とした調査から来ています。
- (4) この質問は、第3回国別報告書で始めて採用されました。

e. 議定書の実施について締約国が提出する報告（第20条第3項(e)）	<input checked="" type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCHにおいても利用可能 <input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCHにおいては利用不可能 <input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCHにおいては一部についてのみ利用可能 <input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 前回の報告書から変更なし；第2回国別報告書の質問124eと同じ回答を適用
f. 特定のLMOsの通過の規制に関する締約国の決定（第6条第1項）	<input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCHにおいても利用可能 <input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCHにおいては利用不可能 <input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCHにおいては一部についてのみ利用可能 <input checked="" type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 前回の報告書から変更なし；第2回国別報告書の質問124fと同じ回答を適用
g. 生物の多様性に著しい悪影響を及ぼすおそれのある、意図的ではない国境を越える移動の事例（第17条第1項）	<input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCHにおいても利用可能 <input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCHにおいては利用不可能 <input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCHにおいては一部についてのみ利用可能 <input checked="" type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 前回の報告書から変更なし；第2回国別報告書の質問124gと同じ回答を適用

- (1) この質問は、第2回国別報告書で必須回答でした。
- (2) この質問は、第2回国別報告書で任意回答でした。
- (3) この質問は、戦略計画の指標に関する情報収集を目的とした調査から来ています。
- (4) この質問は、第3回国別報告書で始めて採用されました。

h. LMOs の不法な国境を越える移動 (第 25 条第 3 項)	<input checked="" type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCH においても利用可能 <input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCH においては利用不可能 <input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCH においては一部についてのみ利用可能 <input type="checkbox"/> 該当しない <input checked="" type="checkbox"/> 前回の報告書から変更なし；第2回国別報告書の質問 124h と同じ回答を適用
i. LMOs の輸入又は放出に関する最終的な決定（承認若しくは禁止、条件、追加的な関連情報の要請、許可の延長、決定の理由）（第 10 条第 3 項及び第 20 条第 3 項(d)）	<input checked="" type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCH においても利用可能 <input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCH においては利用不可能 <input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCH においては一部についてのみ利用可能 <input type="checkbox"/> 該当しない <input checked="" type="checkbox"/> 前回の報告書から変更なし；第2回国別報告書の質問 124i と同じ回答を適用
j. LMOs の特定の輸入に対する国内規制の適用に関する情報（第 14 条第 4 項）	<input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCH においても利用可能 <input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCH においては利用不可能 <input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCH においては一部についてのみ利用可能 <input checked="" type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 前回の報告書から変更なし；第2回国別報告書の質問 124j と同じ回答を適用

- (1) この質問は、第2回国別報告書で必須回答でした。
- (2) この質問は、第2回国別報告書で任意回答でした。
- (3) この質問は、戦略計画の指標に関する情報収集を目的とした調査から来ています。
- (4) この質問は、第3回国別報告書で始めて採用されました。

<p>k. 食料若しくは飼料として直接利用し又は加工することを目的として行われる国境を越える移動の対象となり得る LMOs の国内利用についての最終的な決定（第 11 条第 1 項）</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCH においても利用可能</p> <p><input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCH においては利用不可能</p> <p><input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCH においては一部についてのみ利用可能</p> <p><input type="checkbox"/> 該当しない</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 前回の報告書から変更なし；第2回国別報告書の質問 124k と同じ回答を適用</p>
<p>l. 国内規制の枠組み（第 11 条第 4 項）に基づいた、又は、附属書 III（第 11 条第 6 項）に従った、食料若しくは飼料として直接利用し又は加工することを目的とする LMOs の輸入についての最終的な決定（第 20 条第 3 項(d)の要求事項）</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCH においても利用可能</p> <p><input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCH においては利用不可能</p> <p><input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCH においては一部についてのみ利用可能</p> <p><input type="checkbox"/> 該当しない</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 前回の報告書から変更なし；第2回国別報告書の質問 124l と同じ回答を適用</p>
<p>m. 食料若しくは飼料として直接利用し又は加工することを目的とする LMOs のために使用される枠組みについての宣言（第 11 条第 6 項）</p>	<p><input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCH においても利用可能</p> <p><input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCH においては利用不可能</p> <p><input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCH においては一部についてのみ利用可能</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 該当しない</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 前回の報告書から変更なし；第2回国別報告書の質問 124m と同じ回答を適用</p>

- (1) この質問は、第2回国別報告書で必須回答でした。
- (2) この質問は、第2回国別報告書で任意回答でした。
- (3) この質問は、戦略計画の指標に関する情報収集を目的とした調査から来ています。
- (4) この質問は、第3回国別報告書で始めて採用されました。

<p>n. LMOs の意図的な国境を越える移動に関する決定についての再検討及び変更（第 12 条第 1 項）</p>	<p><input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCH においても利用可能</p> <p><input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCH においては利用不可能</p> <p><input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCH においては一部についてのみ利用可能</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 該当しない</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 前回の報告書から変更なし；第2回国別報告書の質問 124n と同じ回答を適用</p>
<p>o. 各締約国が例外として扱っている LMOs（第 13 条第 1 項）</p>	<p><input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCH においても利用可能</p> <p><input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCH においては利用不可能</p> <p><input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCH においては一部についてのみ利用可能</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 該当しない</p> <p><input type="checkbox"/> 前回の報告書から変更なし；第2回国別報告書の質問 124o と同じ回答を適用</p>
<p>p. 輸入締約国に意図的な国境を越える移動が通告されると同時に、意図的な国境を越える移動が行われる可能性のある場合（第 13 条第 1 項）</p>	<p><input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCH においても利用可能</p> <p><input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCH においては利用不可能</p> <p><input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCH においては一部についてのみ利用可能</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 該当しない</p> <p><input type="checkbox"/> 前回の報告書から変更なし；第2回国別報告書の質問 124p と同じ回答を適用</p>

- (1) この質問は、第2回国別報告書で必須回答でした。
- (2) この質問は、第2回国別報告書で任意回答でした。
- (3) この質問は、戦略計画の指標に関する情報収集を目的とした調査から来ています。
- (4) この質問は、第3回国別報告書で始めて採用されました。

<p>q. 自国の規制の過程で得られた LMOs についての危険性の評価又は環境面での検討及びその成果に関する関連情報の概要（第 20 条第 3 項(c)）</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCH においても利用可能</p> <p><input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCH においては利用不可能</p> <p><input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCH においては一部についてのみ利用可能</p> <p><input type="checkbox"/> 該当しない</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 前回の報告書から変更なし；第2回国別報告書の質問 124q と同じ回答を適用</p>
<p>127. あなたの国は、国内における BCH の中央連絡先が行政上の任務を遂行することができるように、その能力を強化するための制度を確立していますか？⁽¹⁾</p>	<p><input type="checkbox"/> はい</p> <p><input type="checkbox"/> はい、ある程度 [詳細を記入してください]</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> いいえ</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 前回の報告書から変更なし；第2回国別報告書の質問 125 と同じ回答を適用</p>
<p>128. あなたの国は、国内における BCH の中央連絡先、カルタヘナ議定書の中央連絡先及び国内の権限のある当局間において、BCH に対して情報を利用可能なものにするために調整を行う制度を確立していますか？⁽¹⁾</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい</p> <p><input type="checkbox"/> はい、ある程度 [詳細を記入してください]</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 前回の報告書から変更なし；第2回国別報告書の質問 126 と同じ回答を適用</p>
<p>129. あなたの国は、LMOs に関する意思決定の過程において、BCH において利用可能な情報を利用していますか？⁽²⁾</p>	<p><input type="checkbox"/> はい、常に</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> はい、一部のケースについて</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ</p> <p><input type="checkbox"/> 該当しない</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 前回の報告書から変更なし；第2回国別報告書の質問 127 と同じ回答を適用</p>

(1) この質問は、第2回国別報告書で必須回答でした。

(2) この質問は、第2回国別報告書で任意回答でした。

(3) この質問は、戦略計画の指標に関する情報収集を目的とした調査から来ています。

(4) この質問は、第3回国別報告書で始めて採用されました。

<p>130. あなたの国は、BCHへのアクセス又は利用に関する問題に直面したことがありますか？⁽²⁾</p> <p>この質問は、戦略計画の指標4.1.8に関係しています。</p>	<p><input type="checkbox"/> はい [詳細を記入してください]</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> いいえ</p>
---	---

(1) この質問は、第2回国別報告書で必須回答でした。

(2) この質問は、第2回国別報告書で任意回答でした。

(3) この質問は、戦略計画の指標に関する情報収集を目的とした調査から来ています。

(4) この質問は、第3回国別報告書で始めて採用されました。

<p>131. あなたの国が BCH へ提出した情報は、完全で最新のものですか？⁽²⁾</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 前回の報告書から変更なし；第2回国別報告書の質問130と同じ回答を適用</p>
<p>132. 過去2年以内のバイオセーフティに関連して開催された地域、国内及び国際イベント（例：セミナー、ワークショップ、記者会見、教育的行事、等）の数を挙げてください。⁽³⁾</p> <p>この質問は、戦略計画の指標4.3.1に関係しています。</p>	<p><input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 1件又は複数 <input type="checkbox"/> 5件以上 <input checked="" type="checkbox"/> 10件以上 <input type="checkbox"/> 25件以上</p>
<p>133. 昨年、あなたの国で入手可能なバイオセーフティ関連の出版物の数を挙げてください。⁽³⁾</p> <p>この質問は、戦略計画の指標4.3.2に関係しています。</p>	<p><input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 1件又は複数 <input type="checkbox"/> 10件以上 <input type="checkbox"/> 50件以上 <input checked="" type="checkbox"/> 100件以上</p>
<p>134. バイオセーフティ関連の出版物が入手可能な場合（上記の質問を参照）、どの様式が選ばれましたか？⁽³⁾</p> <p>この質問は、戦略計画の指標4.3.2に関係しています。</p>	<p><input type="checkbox"/> 政府のウェブサイト <input type="checkbox"/> BCH セントラルポータル (BIRC) <input type="checkbox"/> 国立図書館 <input checked="" type="checkbox"/> その他（具体的に記入してください） [ウェブサイト等] <input type="checkbox"/> 該当しない</p>

(1) この質問は、第2回国別報告書で必須回答でした。

(2) この質問は、第2回国別報告書で任意回答でした。

(3) この質問は、戦略計画の指標に関する情報収集を目的とした調査から来ています。

(4) この質問は、第3回国別報告書で始めて採用されました。

135. あなたの国における第20条の規定の実施に関して、詳細を以下に記入してください。

[議定書に基づき、BCHに情報提供を行う際には、BCHのマネージメント・センターを通じて関連情報を直接入力しています。BCHに対応する国内ホームページとして日本版バイオセーフティクリアリングハウス J-BCH を運用しており、議定書や国内法に関する情報、国内で使用が承認された LMO のデータベース等を提供しています。このうち、国内法制度や承認された LMO に関する情報（国内で承認されている使用の内容やリスク評価の概要）については、英文でも掲載しています。

Any information required to be made available to the BCH under the Protocol has been directly conveyed to the BHC through its management center. As an equivalent to BCH at national level, the Japanese version of the Biosafety Clearing-House (J-BCH) is operated, where information on the Protocol and Japanese legislation as well as database on LMOs approved in Japan are posted. On the website, information on the legal mechanisms under Japanese legislation and on LMOs (the usage of LMOs approved in Japan and the outlines of risk assessments) are also available in English.]

- (1) この質問は、第2回国別報告書で必須回答でした。
- (2) この質問は、第2回国別報告書で任意回答でした。
- (3) この質問は、戦略計画の指標に関する情報収集を目的とした調査から来ています。
- (4) この質問は、第3回国別報告書で始めて採用されました。

第 21 条 秘密の情報	
<p>136. あなたの国は、議定書に基づいて受領した秘密の情報を保護する手続きを確立していますか？⁽¹⁾</p>	<p> <input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> はい、ある程度 [詳細を記入してください] <input type="checkbox"/> いいえ <input checked="" type="checkbox"/> 前回の報告書から変更なし；第2回国別報告書の質問132と同じ回答を適用 </p>
<p>137. あなたの国は、通告をした者に対して、秘密のものとして取扱われるべき情報を特定することを認めていますか？⁽¹⁾</p>	<p> <input checked="" type="checkbox"/> はい、常に <input type="checkbox"/> 一部のケースについてのみ <input type="checkbox"/> いいえ <input checked="" type="checkbox"/> 前回の報告書から変更なし；第2回国別報告書の質問133と同じ回答を適用 </p>
<p>138. あなたの国における第21条の規定の実施に関して、詳細を以下に記入してください。</p> <p>[国内担保法に基づき、LMO の国内での使用について、申請者が作成した生物多様性影響評価書を踏まえて審査を行うにあたり、申請者が特定する秘密のものとして扱われるべき情報については公開しないこと、関係者はこれを漏らさないこととしています。</p> <p>Under the domestic law for the implementation of the Protocol, when biological diversity risk assessment regarding domestic use of LMOs is carried out on the basis of the Biological Diversity Risk Assessment Report submitted by the applicant, confidential information identified by the applicant is to be treated as nondisclosure and the person involved is to be required not to divulge the information.]</p>	
第 22 条 能力の開発	
<p>139. あなたの国は議定書の効果的な実施のための能力の開発に、予測可能で確実な資金がありますか？⁽³⁾</p> <p>この質問は、戦略計画の指標1.2.6と3.1.8に関係しています。</p>	<p> <input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ </p>

(1) この質問は、第2回国別報告書で必須回答でした。

(2) この質問は、第2回国別報告書で任意回答でした。

(3) この質問は、戦略計画の指標に関する情報収集を目的とした調査から来ています。

(4) この質問は、第3回国別報告書で始めて採用されました。

<p>140. あなたの国は、バイオセーフティに関する人的資源及び制度的能力の開発及び／又は強化において、外部の支援を受けましたか、又は、他の締約国との協力的な活動から利益を得ましたか？⁽¹⁾</p>	<p><input type="checkbox"/> はい</p> <p><input type="checkbox"/> はい、ある程度 [詳細を記入してください]</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> いいえ</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 前回の報告書から変更なし；第2回国別報告書の質問135と同じ回答を適用</p>
<p>141. 質問140に対して「はい」と回答した場合、どのような方法でこれらの資源を利用することができましたか？⁽¹⁾</p> <p>質問140に「いいえ」と回答した場合、「該当しない」を選択してください。</p>	<p><input type="checkbox"/> 二国間の経路</p> <p><input type="checkbox"/> 地域的な経路</p> <p><input type="checkbox"/> 多数国間の経路</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 該当しない</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 前回の報告書から変更なし；第2回国別報告書の質問136と同じ回答を適用</p>
<p>142. あなたの国は、バイオセーフティに関する人的資源及び制度的能力の開発及び／又は強化において、他の締約国に支援を提供しましたか？⁽¹⁾</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい</p> <p><input type="checkbox"/> はい、ある程度 [詳細を記入してください]</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 前回の報告書から変更なし；第2回国別報告書の質問137と同じ回答を適用</p>
<p>143. 質問142に対して「はい」と回答した場合、どのような方法でこれらの資源を利用することができましたか？⁽¹⁾</p> <p>質問142に「いいえ」と回答した場合、「該当しない」を選択してください。</p>	<p><input type="checkbox"/> 二国間の経路</p> <p><input type="checkbox"/> 地域的な経路</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 多数国間の経路</p> <p><input type="checkbox"/> 該当しない</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 前回の報告書から変更なし；第2回国別報告書の質問138と同じ回答を適用</p>

(1) この質問は、第2回国別報告書で必須回答でした。

(2) この質問は、第2回国別報告書で任意回答でした。

(3) この質問は、戦略計画の指標に関する情報収集を目的とした調査から来ています。

(4) この質問は、第3回国別報告書で始めて採用されました。

<p>144. あなたの国は、バイオセーフティに関する能力の開発のため、これまでに地球環境ファシリティ (GEF) の資金を利用するための手続きを開始しましたか？⁽¹⁾</p>	<p><input type="checkbox"/> はい</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> いいえ</p> <p><input type="checkbox"/> 前回の報告書から変更なし；第2回国別報告書の質問140と同じ回答を適用</p>
<p>145. 質問144に対して「はい」と回答した場合、この手続きをどのように評価しますか？⁽¹⁾</p> <p>質問144に「いいえ」と回答した場合、「該当しない」を選択してください。</p> <p>GEFの資金を利用する際の経験については、質問157の下の方欄にさらに詳しく記入してください。</p>	<p><input type="checkbox"/> 非常に簡単</p> <p><input type="checkbox"/> 簡単</p> <p><input type="checkbox"/> 普通</p> <p><input type="checkbox"/> 難しい</p> <p><input type="checkbox"/> 非常に難しい</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 該当しない</p> <p><input type="checkbox"/> 前回の報告書から変更なし；第2回国別報告書の質問141と同じ回答を適用</p>
<p>146. あなたの国は、バイオセーフティに関する能力の開発のため、これまでに GEF から資金援助を受けたことがありますか？⁽¹⁾</p>	<p><input type="checkbox"/> 試験的バイオセーフティ構築活動</p> <p><input type="checkbox"/> 国家のバイオセーフティの枠組みの開発</p> <p><input type="checkbox"/> 国家のバイオセーフティの枠組みの実施</p> <p><input type="checkbox"/> BCHへの効果的参加のための能力開発 (第一段階)</p> <p><input type="checkbox"/> BCHへの効果的参加のための能力開発 (第二段階)</p> <p><input type="checkbox"/> BCHへの効果的参加のための能力開発 (第三段階)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 上記のどれでもない</p> <p><input type="checkbox"/> 前回の報告書から変更なし；第2回国別報告書の質問142と同じ回答を適用</p>

(1) この質問は、第2回国別報告書で必須回答でした。

(2) この質問は、第2回国別報告書で任意回答でした。

(3) この質問は、戦略計画の指標に関する情報収集を目的とした調査から来ています。

(4) この質問は、第3回国別報告書で始めて採用されました。

<p>147. 本報告期間中に、あなたの国は、バイオセーフティに関する人的資源及び制度的能力の開発及び／又は強化のための活動を行いましたか？⁽¹⁾</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい</p> <p><input type="checkbox"/> はい、ある程度 [詳細を記入してください]</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ</p>
<p>148. 質問 147 に対して「はい」と回答した場合、次のうちどの分野の活動を行いましたか？⁽¹⁾</p> <p>質問 147 に「いいえ」と回答した場合、「該当しない」を選択してください。</p>	<p><input type="checkbox"/> 制度的能力</p> <p><input type="checkbox"/> 人的資源の能力開発及び訓練</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 危険性評価及びその他の科学技術の専門知識</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 危険性の管理</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> バイオセーフティに関する公衆の啓発、参加及び教育</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> バイオセーフティに関する情報交換センターの利用を含む、情報交換及びデータ管理</p> <p><input type="checkbox"/> 準地域的、地域的及び国際的水準での科学的、技術的及び制度的協力</p> <p><input type="checkbox"/> 技術移転</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> LMOs の識別及び検出</p> <p><input type="checkbox"/> 社会経済的検討事項</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 議定書第 18 条第 2 項の規定に基づく文書に求められる要件の実施</p> <p><input type="checkbox"/> 秘密の情報の取扱い</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> LMOs の意図的でない及び／又は不法な国境を越える移動に対する措置</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> LMOs に関するバイオセーフティについての科学研究</p> <p><input type="checkbox"/> 人の健康に対する危険性を考慮すること</p> <p><input type="checkbox"/> その他（具体的に記入してください） [記入欄]</p> <p><input type="checkbox"/> 該当しない</p>

(1) この質問は、第2回国別報告書で必須回答でした。

(2) この質問は、第2回国別報告書で任意回答でした。

(3) この質問は、戦略計画の指標に関する情報収集を目的とした調査から来ています。

(4) この質問は、第3回国別報告書で始めて採用されました。

<p>149. 本報告期間中に、あなたの国は、能力開発の必要性について評価を実施しましたか？⁽¹⁾</p> <p>この質問は、戦略計画の指標1.2.1に関係しています。</p>	<p><input type="checkbox"/> はい</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> いいえ</p>
<p>150. 質問 149 に対して「はい」と回答した場合、この情報を BCH へ提出していますか？⁽⁴⁾</p> <p>質問 149 に「いいえ」と回答した場合、「該当しない」を選択してください。</p> <p>この質問は、戦略計画の指標1.2.1に関係しています。</p>	<p><input type="checkbox"/> はい</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 該当しない</p>
<p>151. あなたの国は、依然として能力の開発を必要としていますか？⁽¹⁾</p> <p>この質問は、戦略計画の指標1.2.7に関係しています。</p>	<p><input type="checkbox"/> はい</p> <p><input type="checkbox"/> はい、多少</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> いいえ</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 前回の報告書から変更なし；第2回国別報告書の質問 146 と同じ回答を適用</p>

(1) この質問は、第2回国別報告書で必須回答でした。

(2) この質問は、第2回国別報告書で任意回答でした。

(3) この質問は、戦略計画の指標に関する情報収集を目的とした調査から来ています。

(4) この質問は、第3回国別報告書で始めて採用されました。

<p>152. 質問 151 に対して「はい」と回答した場合、次のうち依然として能力開発を必要とするのはどの分野ですか？⁽¹⁾</p> <p>質問 151 に「いいえ」と回答した場合、「該当しない」を選択してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 制度的能力 <input type="checkbox"/> 人的資源の能力開発及び訓練 <input type="checkbox"/> 危険性評価及びその他の科学技術の専門知識 <input type="checkbox"/> 危険性の管理 <input type="checkbox"/> バイオセーフティに関する公衆の啓発、参加及び教育 <input type="checkbox"/> バイオセーフティに関する情報交換センターの利用を含む、情報交換及びデータ管理 <input type="checkbox"/> 準地域的、地域的及び国際的水準での科学的、技術的及び制度的協力 <input type="checkbox"/> 技術移転 <input type="checkbox"/> LMOs の識別及び検出 <input type="checkbox"/> 社会経済的検討事項 <input type="checkbox"/> 議定書第 18 条第 2 項の規定に基づく文書に求められる要件の実施 <input type="checkbox"/> 秘密の情報の取扱い <input type="checkbox"/> LMOs の意図的でない及び／又は不法な国境を越える移動に対する措置 <input type="checkbox"/> LMOs に関するバイオセーフティについての科学研究 <input type="checkbox"/> 人の健康に対する危険性を考慮すること <input type="checkbox"/> その他（具体的に記入してください） [記入欄] <input checked="" type="checkbox"/> 該当しない <p><input checked="" type="checkbox"/> 前回の報告書から変更なし；第2回国別報告書の質問 147 と同じ回答を適用</p>
--	--

(1) この質問は、第2回国別報告書で必須回答でした。

(2) この質問は、第2回国別報告書で任意回答でした。

(3) この質問は、戦略計画の指標に関する情報収集を目的とした調査から来ています。

(4) この質問は、第3回国別報告書で始めて採用されました。

<p>153. あなたの国は、能力開発のための戦略及び行動計画を開発しましたか？⁽¹⁾</p> <p>この質問は、戦略計画の指標1.2.2に関係しています。</p>	<p><input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ</p> <p>■ 前回の報告書から変更なし；第2回国別報告書の質問148と同じ回答を適用</p>
<p>154. あなたの国は、バイオセーフティに関する能力の開発の取り組みを調整する機能的な国家制度を整備していますか？⁽³⁾</p> <p>この質問は、戦略計画の指標1.2.4に関係しています。</p>	<p><input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ</p>
<p>155. あなたの国では、バイオセーフティの短期トレーニングプログラム及び／又は学術的コースが一年に何度提供されていますか？⁽³⁾</p> <p>この質問は、戦略計画の指標1.2.3に関係しています。</p>	<p>■ なし <input type="checkbox"/> 年1回未満 <input type="checkbox"/> 年1回以上 <input type="checkbox"/> 年5回以上 <input type="checkbox"/> 年10回以上</p>
<p>156. あなたの国は、国のバイオセーフティに関する専門家の情報をBCHの専門家登録制度に登録するために提出しましたか？⁽¹⁾</p>	<p>■ はい <input type="checkbox"/> いいえ</p> <p>■ 前回の報告書から変更なし；第2回国別報告書の質問149と同じ回答を適用</p>
<p>157. あなたの国において、GEFの資金を利用する際の経験についての詳細を含め、第22条の規定の実施に関して、詳細を以下に記入してください。</p> <p>[地球環境ファシリティー（GEF）への拠出を通じ、プロジェクトに貢献しています。</p> <p>BCHに掲載されている専門家登録制度に6名の専門家を登録しています。</p> <p>また、CBD事務局に対して拠出し、能力開発に関するプロジェクトの実施を支援していました。</p> <p>Japan has been contributing financial resources to the GEF, which has been implementing a number of projects to build capacity on biosafety.</p> <p>Six Japanese experts are inscribed on the Roster of Biosafety Experts posted on the BCH.</p> <p>Japan had been contributing financial resources to the SCBD to support a number of projects on capacity building activities under the Cartagena protocol on Biosafety.]</p>	

(1) この質問は、第2回国別報告書で必須回答でした。

(2) この質問は、第2回国別報告書で任意回答でした。

(3) この質問は、戦略計画の指標に関する情報収集を目的とした調査から来ています。

(4) この質問は、第3回国別報告書で始めて採用されました。

第 23 条 公衆の啓発及び参加	
<p>158. あなたの国は、LMOs の安全な移送、取扱い及び利用に係る公衆の啓発、教育及び参加を促進し、及び容易にするための戦略を確立していますか、又は、法令の整備をしていますか？⁽²⁾</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい</p> <p><input type="checkbox"/> はい、ある程度 [詳細を記入してください]</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 前回の報告書から変更なし；第2回国別報告書の質問 151 と同じ回答を適用</p>
<p>159. あなたの国は、バイオセーフティに関する支援／コミュニケーション戦略を策定及び／又は実施しましたか？⁽³⁾</p> <p>この質問は、戦略計画の指標 5.3.2 に関係しています。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ</p>
<p>160. あなたの国は、バイオセーフティに関して啓発や支援プログラムがありますか？⁽³⁾</p> <p>この質問は、戦略計画の指標 5.3.1 に関係しています。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ</p>
<p>161. 質問 160 に対して「はい」と回答した場合は、どのような組織がそのプログラム及び／又は業務の遂行に責任を持ち、どのレベルでプログラムを実行していますか（例：地方、国、等）？⁽³⁾</p> <p>この質問は、戦略計画の指標 5.3.1 に関係しています。</p> <p>[生物多様性国家戦略に基づき、政府が国内法や遺伝子組換え生物等に関する啓発をしています。</p> <p>Based on the national biodiversity strategy of Japan, the government has been enlightening about japanese legislation and LMOs.]</p>	
<p>162. あなたの国は、バイオセーフティに関するウェブサイトを検索できるアーカイブや、バイオセーフティ教材に特化したリソースセンター又はセクションを既存の国立図書館に設けていますか？⁽²⁾</p> <p>この質問は、戦略計画の指標 2.5.3 と 5.3.3 に関係しています。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 前回の報告書から変更なし；第2回国別報告書の質問 152 と同じ回答を適用</p>

(1) この質問は、第2回国別報告書で必須回答でした。

(2) この質問は、第2回国別報告書で任意回答でした。

(3) この質問は、戦略計画の指標に関する情報収集を目的とした調査から来ています。

(4) この質問は、第3回国別報告書で始めて採用されました。

<p>163. あなたの国の政府は、過去4年間に、カルタヘナ議定書及びその他の協定並びに手続きにおける協力的な取り組み（協力的な活動を含む）をいくつ確立しましたか？⁽³⁾</p> <p>この質問は、戦略計画の指標5.2.1に関係しています。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> なし</p> <p><input type="checkbox"/> 1件又は複数</p> <p><input type="checkbox"/> 5件以上</p> <p><input type="checkbox"/> 10件以上</p> <p><input type="checkbox"/> 25件以上</p>
<p>164. あなたの国は、輸入される可能性のあるLMOに関する情報を公衆が取得する機会を確保するための制度を確立していますか？⁽¹⁾</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい</p> <p><input type="checkbox"/> はい、ある程度 [詳細を記入してください]</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 前回の報告書から変更なし；第2回国別報告書の質問153と同じ回答を適用</p>
<p>165. あなたの国は、LMOs についての意思決定の過程において公衆の意見を求める制度を確立していますか？⁽¹⁾</p> <p>この質問は、戦略計画の指標2.5.1に関係しています。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい</p> <p><input type="checkbox"/> はい、ある程度 [詳細を記入してください]</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 前回の報告書から変更なし；第2回国別報告書の質問154と同じ回答を適用</p>
<p>166. あなたの国は、LMOs について行われる意思決定の結果を公表する制度を確立していますか？⁽¹⁾</p> <p>この質問は、戦略計画の指標2.5.1に関係しています。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい</p> <p><input type="checkbox"/> はい、ある程度 [詳細を記入してください]</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 前回の報告書から変更なし；第2回国別報告書の質問155と同じ回答を適用</p>

(1) この質問は、第2回国別報告書で必須回答でした。

(2) この質問は、第2回国別報告書で任意回答でした。

(3) この質問は、戦略計画の指標に関する情報収集を目的とした調査から来ています。

(4) この質問は、第3回国別報告書で始めて採用されました。

<p>167. あなたの国は、LMO に関する意志決定の過程において公衆が参加するための既存の様式について公表しましたか？⁽³⁾</p> <p>この質問は、戦略計画の指標2.5.2 に関係しています。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい</p> <p><input type="checkbox"/> はい、ある程度 [詳細を記入してください]</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ</p>
<p>168. 質問 167 に対して「はい」と回答した場合、公表にどのような様式が採用されましたか？⁽³⁾</p> <p>質問 167 に「いいえ」と回答した場合、「該当しない」を選択してください。</p> <p>この質問は、戦略計画の指標2.5.2 に関係しています。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 政府のウェブサイト</p> <p><input type="checkbox"/> 新聞</p> <p><input type="checkbox"/> フォーラム</p> <p><input type="checkbox"/> メーリングリスト</p> <p><input type="checkbox"/> 公聴会</p> <p><input type="checkbox"/> その他（具体的に記入してください） [記入欄]</p> <p><input type="checkbox"/> 該当しない</p>
<p>169. 質問 168 で公衆が参加するための様式を 2 つ以上挙げた場合、最も多く利用された様式はどれですか？⁽³⁾</p> <p>質問 168 に対して 2 つ以上の回答がない場合は、「該当しない」を選択してください。</p> <p>この質問は、戦略計画の指標2.5.2 に関係しています。</p>	<p><input type="checkbox"/> 政府のウェブサイト</p> <p><input type="checkbox"/> 新聞</p> <p><input type="checkbox"/> フォーラム</p> <p><input type="checkbox"/> メーリングリスト</p> <p><input type="checkbox"/> 公聴会</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 該当しない</p>
<p>170. あなたの国は、バイオセーフティに関する情報交換センターを公衆が利用する方法について、自国の公衆に周知するための取り組みを行っていますか？⁽¹⁾</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ</p> <p><input type="checkbox"/> 前回の報告書から変更なし；第2回国別報告書の質問 156 と同じ回答を適用</p>
<p>171. あなたの国では、バイオセーフティ教育、及び訓練コース及びプログラムを提供している学術施設はいくつありますか？⁽³⁾</p> <p>この質問は、戦略計画の指標2.7.1 に関係しています。</p>	<p><input type="checkbox"/> なし</p> <p><input type="checkbox"/> 1 施設又は複数</p> <p><input type="checkbox"/> 3 施設以上</p> <p><input type="checkbox"/> 5 施設以上</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 10 施設以上</p>

(1) この質問は、第2回国別報告書で必須回答でした。

(2) この質問は、第2回国別報告書で任意回答でした。

(3) この質問は、戦略計画の指標に関する情報収集を目的とした調査から来ています。

(4) この質問は、第3回国別報告書で始めて採用されました。

<p>172. あなたの国で、公衆が利用可能なバイオセーフティに関する教材及び／又はオンラインコースの数を挙げてください。⁽³⁾</p> <p>この質問は、戦略計画の指標2.7.2と5.3.4 に関係しています。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> なし</p> <p><input type="checkbox"/> 1 個又は複数</p> <p><input type="checkbox"/> 5 個以上</p> <p><input type="checkbox"/> 10 個以上</p> <p><input type="checkbox"/> 25 個以上</p> <p><input type="checkbox"/> 100 個以上</p>
<p>173. 本報告期間中に、あなたの国は、LMOs の安全な移送、取扱い及び利用に係る公衆の啓発、教育及び参加を促進し及び容易にしましたか？⁽¹⁾</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい</p> <p><input type="checkbox"/> はい、ある程度 [詳細を記入してください]</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ</p>
<p>174. 質問 173 に対して「はい」と回答した場合、あなたの国は、他国及び国際的な団体と協力していますか？⁽¹⁾</p> <p>質問 173 に「いいえ」と回答した場合、「該当しない」を選択してください。</p>	<p><input type="checkbox"/> はい</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> いいえ</p> <p><input type="checkbox"/> 該当しない</p>
<p>175. 本報告期間中に、あなたの国が、LMOs についての意思決定の過程において公衆の意見を求め、また、当該意思決定の結果を公表した回数は何回ですか？⁽¹⁾</p>	<p><input type="checkbox"/> なし</p> <p><input type="checkbox"/> 5 件未満</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 5 件以上</p> <p><input type="checkbox"/> 該当しない</p>
<p>176. あなたの国における第 23 条の規定の実施に関して、詳細を以下に記入してください。</p> <p>[J-BCH をはじめ、関係する各省の HP において、LMO の開発状況やわが国における使用の状況等、LMO に関する情報を提供しています。また、BCH にもリンクして、BCH に掲載されている情報にもアクセスできるようにしています。新規の LMO の環境中での使用を承認する際には、当該 LMO の生物多様性影響評価書の概要及び当該神聖に対する学識経験者の意見を公表し、公衆の意見募集を行っています。その結果についても J-BCH 等において公表しています。</p> <p>Information on LMOs including the status of development and uses of LMOs in Japan is made available on the websites of the ministries concerned and J-BCH.</p> <p>Furthermore, access to the information posted on the BCH is facilitated through links to the BCH.</p> <p>In approving the use of LMOs in the environment, the outline of the Biological Diversity Risk Assessment Report as well as the content of consultation of the experts on the application concerned are released for public comments and the outcome of the decision is also released on J-BCH and other relevant websites.]</p>	
<p>第 24 条 非締約国</p>	

(1) この質問は、第 2 回国別報告書で必須回答でした。

(2) この質問は、第 2 回国別報告書で任意回答でした。

(3) この質問は、戦略計画の指標に関する情報収集を目的とした調査から来ています。

(4) この質問は、第 3 回国別報告書で始めて採用されました。

<p>177. あなたの国は、非締約国との間において、LMOsの国境を越える移動に関する二国間の、地域的な及び多数国間の協定を締結していますか？⁽¹⁾</p>	<p><input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ <input checked="" type="checkbox"/> 前回の報告書から変更なし；第2回国別報告書の質問161と同じ回答を適用</p>
<p>178. あなたの国は、これまでに非締約国からLMOsを輸入したことがありますか？⁽¹⁾</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input checked="" type="checkbox"/> 前回の報告書から変更なし；第2回国別報告書の質問162と同じ回答を適用</p>
<p>179. あなたの国は、これまでに非締約国に対してLMOsを輸出したことがありますか？⁽¹⁾</p>	<p><input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ <input checked="" type="checkbox"/> 前回の報告書から変更なし；第2回国別報告書の質問163と同じ回答を適用</p>
<p>180. 質問178又は質問179に対して「はい」と回答した場合、LMOsの国境を越える移動は、バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の目的に適合していましたか？⁽¹⁾</p> <p>質問178及び質問179に対して「いいえ」と回答した場合は、「該当しない」を選択してください。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい、常に <input type="checkbox"/> 一部のケースについてのみ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない <input checked="" type="checkbox"/> 前回の報告書から変更なし；第2回国別報告書の質問164と同じ回答を適用</p>
<p>181. 質問178又は質問179に対して「はい」と回答した場合、これらの国境を越える移動に関する情報をBCHへ提出しましたか？⁽¹⁾</p> <p>質問178及び質問179に対して「いいえ」と回答した場合は、「該当しない」を選択してください。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい、常に <input type="checkbox"/> 一部のケースについてのみ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない <input checked="" type="checkbox"/> 前回の報告書から変更なし；第2回国別報告書の質問165と同じ回答を適用</p>

(1) この質問は、第2回国別報告書で必須回答でした。

(2) この質問は、第2回国別報告書で任意回答でした。

(3) この質問は、戦略計画の指標に関する情報収集を目的とした調査から来ています。

(4) この質問は、第3回国別報告書で始めて採用されました。

<p>182. あなたの国がカルタヘナ議定書の締約国でない場合、あなたの国は、当該非締約国の管轄の下にある区域において放出され又は当該区域に若しくは当該区域から移動する LMOs に関する情報を BCH に提供しましたか？⁽²⁾</p> <p>締約国の場合は「該当しない」を選択してください。</p>	<p><input type="checkbox"/> はい、常に</p> <p><input type="checkbox"/> 一部のケースについてのみ</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 該当しない</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 前回の報告書から変更なし；第2回国別報告書の質問 166 と同じ回答を適用</p>
<p>183. あなたの国における第 24 条の規定の実施に関して、詳細を以下に記入してください。</p> <p>[日本では、非締約国からの主に食用若しくは飼料用として直接利用し又は加工することを目的とする遺伝子組換え生物及び拡散防止措置の下での利用を目的とした遺伝子組換え生物の輸入を行っています。日本国内で LMO を環境中で使用する際（食用、飼料用として生きている種子を流通させる場合等を含みます）には、国内担保法に基づく承認が必要です。このため、非締約国からの輸入であっても国内で承認されていない LMO を環境中で使用することは出来ません。</p> <p>Japan imports LMOs-FFP and LMOs intended for contained use from Non-Parties. A person who wishes to use LMOs in the environment in Japan (including the distribution of living seeds as food or as feed) must obtain approval under the domestic law for the Protocol. Therefore, any LMO that has not been approved in Japan can not be used in the environment even if it is imported from a Non-Party.]</p>	
<p>第 25 条 不法な国境を越える移動</p>	
<p>184. あなたの国は、この議定書を実施するための自国の国内措置に違反して行われる LMOs の国境を越える移動を防止し及び／又は処罰するための国内措置をとっていますか？⁽¹⁾</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい</p> <p><input type="checkbox"/> はい、ある程度 [詳細を記入してください]</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 前回の報告書から変更なし；第2回国別報告書の質問 168 同じ回答を適用</p>
<p>185. あなたの国は、LMOs の不法な国境を越える移動を検出するための戦略を確立していますか？⁽²⁾</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい</p> <p><input type="checkbox"/> はい、ある程度 [詳細を記入してください]</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 前回の報告書から変更なし；第2回国別報告書の質問 169 と同じ回答を適用</p>

(1) この質問は、第2回国別報告書で必須回答でした。

(2) この質問は、第2回国別報告書で任意回答でした。

(3) この質問は、戦略計画の指標に関する情報収集を目的とした調査から来ています。

(4) この質問は、第3回国別報告書で始めて採用されました。

<p>186. 本報告期間中に、あなたの国は、自国の管轄の下にある区域において当該区域に若しくは当該区域から不法な国境を越える移動が行われた LMO の事例に関する情報を何回受領しましたか？⁽¹⁾</p>	<p><input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> 5 回未満 <input type="checkbox"/> 10 回未満 <input type="checkbox"/> 10 回以上</p>
<p>質問 186 に対して「なし」と回答した場合は、質問 191 へ進んでください</p>	
<p>187. あなたの国が、本報告書期間中に不法な国境を越える移動が行われた LMO の事例に関する情報を受け取った場合、BCH 及びその他の関係する締約国に通知しましたか？⁽¹⁾ この質問は、戦略計画の指標 3.1.5 に関係しています。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> 一部のケースについてのみ <input type="checkbox"/> その他の関係締約国のみ <input type="checkbox"/> BCH のみ <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない</p>
<p>188. あなたの国が、本報告書期間中に不法な国境を越える移動が行われた LMO の事例に関する情報を受け取った場合、LMO の出所を確認しましたか？⁽²⁾</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> はい、一部のケースについて <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない</p>
<p>189. あなたの国が、本報告書期間中に不法な国境を越える移動が行われた LMO の事例に関する情報を受け取った場合、LMO の性質を確認しましたか？⁽²⁾</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> はい、一部のケースについて <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない</p>
<p>190. あなたの国が、本報告書期間中に不法な国境を越える移動が行われた LMO の事例に関する情報を受け取った場合、不法な国境を越える移動の状況について確証が得られましたか？⁽²⁾</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> はい、一部のケースについて <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない</p>
<p>191. あなたの国における第 25 条の規定の実施に関して、詳細を以下に記入してください。</p> <p>[報告期間中、手続を経ずに遺伝子組換え生物（パパイヤ）の輸入が確認されました。これは遺伝子組換えであることを知らずに輸入したものでした。政府は、生物多様性影響を防止するため、回収・廃棄等の措置を講じ、輸入者に対して再発防止を求めました。</p> <p>In the current reporting period, Japanese government received information about one case of illegal import of LMO (papaya). This case happened because the importer had not recognized that it was genetically modified. To prevent adverse effect on biological diversity, Japanese government took measures such as recall or disposal of the LMOs and required importers to take preventive steps.]</p>	

(1) この質問は、第 2 回国別報告書で必須回答でした。

(2) この質問は、第 2 回国別報告書で任意回答でした。

(3) この質問は、戦略計画の指標に関する情報収集を目的とした調査から来ています。

(4) この質問は、第 3 回国別報告書で始めて採用されました。

第 26 条 社会経済上の配慮	
<p>192. あなたの国は、LMO の意志決定においてどのように社会経済上の考慮が行われるべきか促す、特別な取り組み又は要件がありますか？⁽³⁾</p> <p>この質問は、戦略計画の指標 1.7.2 に関係しています。</p>	<p><input type="checkbox"/> はい</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> いいえ</p>
<p>193. あなたの国が輸入に関する決定を行った場合、これまでに、LMO が生物の多様性の保全及び持続可能な利用に及ぼす影響に関する社会経済上の考慮を行いましたか？⁽¹⁾</p>	<p><input type="checkbox"/> はい</p> <p><input type="checkbox"/> 一部のケースについてのみ</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> いいえ</p> <p><input type="checkbox"/> 該当しない</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 前回の報告書から変更なし；第2回国別報告書の質問176と同じ回答を適用</p>
<p>194. あなたの国は、社会経済上の考慮に関する国家の行動を説明する又は決定する目的で、論文審査のある出版物をいくつ利用しましたか？⁽³⁾</p> <p>この質問は、戦略計画の指標 1.7.1 に関係しています。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> なし</p> <p><input type="checkbox"/> 1 件又は複数</p> <p><input type="checkbox"/> 5 件以上</p> <p><input type="checkbox"/> 10 件以上</p> <p><input type="checkbox"/> 50 件以上</p>
<p>195. あなたの国は、LMO の意志決定において社会経済上の考慮がある場合、それはどのような経験ですか？詳しく記入してください：⁽³⁾</p> <p>この質問は、戦略計画の指標 1.7.3 に関係しています。</p> <p>[該当がありません。</p> <p style="text-align: center;">No such case has been reported.]</p>	

(1) この質問は、第2回国別報告書で必須回答でした。

(2) この質問は、第2回国別報告書で任意回答でした。

(3) この質問は、戦略計画の指標に関する情報収集を目的とした調査から来ています。

(4) この質問は、第3回国別報告書で始めて採用されました。

<p>196. あなたの国は、LMOs が及ぼす社会 経済上の影響に関する研究及び情 報交換について他の締約国と協力 していますか？⁽¹⁾</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい</p> <p><input type="checkbox"/> はい、ある程度 [詳細を記入してください]</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ</p> <p><input type="checkbox"/> 前回の報告書から変更なし；第2回国別 報告書の質問177と同じ回答を適用</p>
<p>197. あなたの国における第26条の規定の実施に関して、詳細を以下に記入してください。 [決定は行われておりません。 No decision has been taken.]</p>	
<p>第27条 責任及び救済</p>	
<p>198. あなたの国は、この議定書の責任及 び救済についての名古屋・クアラル ンプール補足議定書の締約国です か？⁽⁴⁾</p>	<p><input type="checkbox"/> はい</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> いいえ</p>
<p>199. 質問198に対して「いいえ」と回答 した場合、締約国になるために実施 している国家的プロセスはありま すか？⁽⁴⁾</p> <p><i>質問198に「はい」と回答した場 合、「該当しない」を選択してく ださい。</i></p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ</p> <p><input type="checkbox"/> 該当しない</p>
<p>200. あなたの国は、LMOに関する責任及 び救済についての分野で、能力開発 に対する財政的及び／又は技術的 支援を受けましたか？⁽³⁾</p> <p><i>この質問は、戦略計画の指標2.4.1 に関係しています。</i></p>	<p><input type="checkbox"/> はい</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> いいえ</p>
<p>201. あなたの国は、LMOに起因する生物 多様性への損害に対する対応策を 規定する、行政上又は法律上の枠組 みがありますか？⁽³⁾</p> <p><i>この質問は、戦略計画の指標1.5.2 と2.4.2に関係しています。</i></p>	<p><input type="checkbox"/> はい</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> いいえ</p>

(1) この質問は、第2回国別報告書で必須回答でした。

(2) この質問は、第2回国別報告書で任意回答でした。

(3) この質問は、戦略計画の指標に関する情報収集を目的とした調査から来ています。

(4) この質問は、第3回国別報告書で始めて採用されました。

<p>202. この議定書の責任及び救済についての名古屋・クアラルンプール補足議定書の実施に向けてあなたの国で行われている取り組みについて、さらに詳しく記入してください。</p> <p>[現在、政府において補足議定書の締結に向けた検討を行っています。</p> <p>Conclusion of the Nagoya-Kuala Lumpur Supplementary Protocol is under consideration by Japanese government.]</p>	
<p>第 28 条 - 資金供与の仕組み及び資金</p>	
<p>203. あなたの国は、過去 4 年間にバイオセーフティ議定書の実行を支援するために、通常の政府国家予算配分を超えて、いくら追加資金を動員しましたか（米ドル相当額）？⁽³⁾</p> <p>この質問は、戦略計画の指標 1.2.5 に関係しています。</p>	<p><input type="checkbox"/> 5,000 USD 未満</p> <p><input type="checkbox"/> 5,000 USD 以上</p> <p><input type="checkbox"/> 50,000 USD 以上</p> <p><input type="checkbox"/> 100,000 USD 以上</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 500,000 USD 以上</p> <p><input type="checkbox"/> 1,000,000 USD 以上</p> <p><input type="checkbox"/> 5,000,000 USD 以上</p> <p><input type="checkbox"/> 該当しない</p>
<p>第 33 条 監視及び報告</p>	
<p>204. あなたの国は、カルタヘナ議定書の実行のための監視及び／又は実行システムが設置されていますか？⁽³⁾</p> <p>この質問は、戦略計画の指標 3.1.6 に関係しています。</p>	
<p>i. 監視システム：</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ</p>
<p>ii. 実行システム：</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ</p>
<p>205. あなたの国はこれまでの国別報告書の全てを提出していますか？⁽¹⁾</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ</p>

(1) この質問は、第2回国別報告書で必須回答でした。

(2) この質問は、第2回国別報告書で任意回答でした。

(3) この質問は、戦略計画の指標に関する情報収集を目的とした調査から来ています。

(4) この質問は、第3回国別報告書で始めて採用されました。

<p>206. 質問 205 に対して「いいえ」と回答した場合、その提出の妨げとなった主な要因を挙げてください。⁽¹⁾</p> <p>質問 205 に「はい」と回答した場合、「該当しない」を選択してください。</p>	<p><input type="checkbox"/> 必要な情報収集のための資金が不足している</p> <p><input type="checkbox"/> 国家水準での必要な情報が不足している</p> <p><input type="checkbox"/> 多数の部門から情報を入手し、まとめることが難しい</p> <p><input type="checkbox"/> 提出の義務がない（その時点で締約国ではなかった、など）</p> <p><input type="checkbox"/> その他（具体的に記入してください） [記入欄]</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 該当しない</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 前回の報告書から変更なし；第2回国別報告書の質問 183 と同じ回答を適用</p>
<p>その他の情報</p>	
<p>207. 各国における議定書の実施に関して、その他の問題（あなたの国が直面した困難又は障害を含む）があれば以下に記入してください。⁽¹⁾</p> <p>[記入欄]]</p>	
<p>報告書式についてのコメント</p>	
<p>208. この報告書を記入する上での問題など、その他情報があれば以下に記入してください。⁽¹⁾</p> <p>[記入欄]]</p>	

(1) この質問は、第2回国別報告書で必須回答でした。

(2) この質問は、第2回国別報告書で任意回答でした。

(3) この質問は、戦略計画の指標に関する情報収集を目的とした調査から来ています。

(4) この質問は、第3回国別報告書で始めて採用されました。